未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会　等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：
- ○ 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- ○ 取組み状況を積極的に発信すること

⑵　対 象 経 費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　補　助　率：県２/１０、市町村１/１０

※　県域の事業の場合、補助率３/１０（市町村による協調補助なし）

⑷　補助対象経費上限額：８００万円（ソフト事業単独の場合３０万円）

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年度の募集は終了しております。

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　申込み先：最寄りの市町村
（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

６　問合せ先

【県　庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

⑵　担 当（係）名：地域農政担当

⑶　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（新規就農者等の経営発展の取組み）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

　地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　利用対象者

認定新規就農者 等

４　支 援 内 容

⑴　**補 助 要 件**

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

⑵　**対 象 経 費**

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　**補　助　率**：県１/３、市町村１/６

⑷　**補助対象経費上限額**：５００万円

５　募 集 期 間

⑴　**募集期間**：令和７年度の募集は終了しております。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

⑵　**担 当（係）名**：地域農政担当

⑶　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（多様な人材の活躍促進の取組み）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

　地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ　等

４　**支 援 内 容**

⑴　**補 助 要 件**：

○　多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること

○　取組み状況を積極的に発信すること

⑵　**対 象 経 費**：

　事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※　土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　**補　助　率**：ハード事業の場合、補助率 県１/３、市町村１/６

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県２０万円、市町村１０万円）

※県域の取組みの場合、補助率１/２（市町村による協調補助なし）

⑷　**補助対象経費上限額**：ハード事業の場合・・・２００万円

ソフト事業の場合・・・３０万円

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：令和７年度の募集は終了しております。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

６　**問合せ先**

【県　庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：地域農政担当

(3)　電　話　番　号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金
（担い手による営農定着の取組み）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やＵターン就農者、半農半Ｘなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

３　**利用対象者**

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

４　**支 援 内 容**

⑴　**補 助 要 件**：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

⑵　**対 象 経 費**：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

⑶　**補　助　率**：県１/３、市町村１/６

⑷　**補助対象経費上限額**：２００万円

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：令和７年度の募集は終了しております。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、県ホームページから入手

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

【県 庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

⑵　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

⑵　**担 当（係）名**：地域農政担当

⑶　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５１８

経営継承準備支援

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

　農業経営の第三者継承を行う場合に経営移譲者が負担する、専門家等による資産評価や譲渡契約締結等の経費経営移譲にかかる経費の一部を助成します。

３　利用対象者

経営継承を経営継承相談ワンストップ窓口（やまがた農業支援センター）に相談し、第三者継承に向け移譲者と継承者の合意がなされている農業者（経営移譲希望者）の方

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：経営移譲希望者（農業者）と経営継承希望者（新規就農者）の間で第三者継承の合意がなされていること又は合意がなされることが確実と見込まれること

⑵　対 象 経 費：不動産鑑定、契約書作成及び不動産登記等に要する経費、農業用機械価格査定等に要する経費 等

⑶　補　助　率：対象経費の１／２又は50万円のいずれか低い額

⑷　補助上限額：50万円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年４月上旬以降随時（予定）

⑵　申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

６　問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

⑴　機関名・課名：(公財)やまがた農業支援センター

⑵　担 当（係）名：新規就農担い手支援課

⑶　電 話 番 号：０２３－６４１－１１１７

【県　庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

新規就農者育成総合対策等事業費補助金（経営開始支援）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

地域の農業の担い手としてだけではなく、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な人材であるＵターンによる親元就農者や半農半Ｘで就農を希望する方の就農開始を支援します。

３　利用対象者

県外からの移住者で新たに農業を始めるＵターン就農者や半農半Ｘの方　等

４　支 援 内 容

(1) 補 助 要 件：次に該当する認定新規就農者以外の方で、２年以上の営農継続の見込みがある方（６５歳未満）に対する助成

① 県外からのＵターン等で家族経営協定等を締結し、親の経営に専従者として就農する方

② 農地を確保済み又は確保が確実と認められる方

(2) 対 象 経 費：営農開始時に必要な経費

(3) 補　助　率：定額

(4) 補助上限額：７５万円　最長１年間

５　募 集 期 間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県　庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金
（農業支援サービス事業育成対策）

１　対象品目・分野
　　〇水田・畑作　　〇園芸　　〇その他

２　事 業 概 要
　サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等に係る経費を支援します。

３　利用対象者
　農業支援サービス事業体

４　支 援 内 容
（1）　補 助 要 件：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること
（2）　対 象 経 費：農業支援サービスの試行・改良に係る人件費や原材料費/説明会、実演会に係る会場借料や設営費/農業支援サービス周知のための情報発信費/本事業における取組に直接必要な旅費等
（3）　補　助　率：上限額内の実費
（4）　補助上限額：１事業実施主体当たり1,500万円を上限とする

５　募 集 期 間
（1）　募集期間：令和７年９月16日～10月24日
　　※募集終了後も随時相談は受け付けております。
（2）　申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
（3）　申込み先：　山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

６　問合せ先
【県庁】
（1）　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
（2）　担当（係）名：働き手確保対策担当
（3）　電 話 番 号：０２３－６３０－２３８２

農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金
（スマート農業機械等導入支援）

１　対象品目・分野

〇水田・畑作　　〇園芸　　〇その他

２　事 業 概 要

サービス提供に必要なスマート農業機械等の導入に係る経費を支援します。

・施肥・防除の受託面積を拡大するために農業用ドローンを購入する
・新規で収穫作業の代行を始めるためにコンバインを購入する　　　　　など

３　利用対象者

農業支援サービス事業体

４　支 援 内 容

(1)　**補 助 要 件**：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること
(2)　**対 象 経 費**：サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入またはリース導入に係る経費
(3)　**補　助　率**：事業費の１/２以内
(4)　**補助上限額**：１事業実施主体当たりの上限額は1,500万円
（スマート農業機械等を導入する場合は3,000万円）

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年９月16日～10月24日
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：県ホームページからダウンロード
(3)　**申込み先**：山形県**農林水産部農業経営・所得向上推進課**

６　問合せ先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2)　**担当(係)名**：働き手確保対策担当
(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２３８２

ＧＡＰ認証取得支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が国際水準ＧＡＰ（ＧＬＯＢＡＬＧ.Ａ.Ｐ.、ＡＳＩＡＧＡＰ、ＪＧＡＰ）の認証取得を目指す取組みに対し、審査費用等への支援を行います。

３　利用対象者

農業法人（一戸一法人は除く）、農業者が組織する団体、農業協同組合

※経営を別にする複数の農場が同一の方針・目的の下に集まり、代表者及び団体事務局を有する組織が対象となります。

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 国際水準ＧＡＰ（ＧＬＯＢＡＬＧ.Ａ.Ｐ、ＡＳＩＡＧＡＰ、ＪＧＡＰ）の団体認証を取得すること

○ 持続可能性に配慮した農産物生産の取組みを行うこと

＜取組内容＞	・ＩＰＭの実践	（例）粘着シートの活用
	・有機物の施用	（例）緑肥の施用
	・温室効果ガスの排出削減	（例）使用電力の削減
	・廃棄物の削減	（例）生分解性マルチの使用

(2)　対 象 経 費：認証審査に要する費用

(3)　補　助　率：定額

(4)　補助上限額：①審査費用　　取得する認証の種類ごとに以下のとおり

ＧＬＯＢＡＬＧ.Ａ.Ｐ.	29万５千円×（団体の構成員数の平方根＋２）
ＡＳＩＡＧＡＰ	15万円×（団体の構成員数の平方根＋２）
ＪＧＡＰ	13万円×（団体の構成員数の平方根＋２）

②審査員旅費　実費の１／２

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、お問い合わせください

(2)　申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3)　申込み先：農林水産部農業技術環境課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2)　担 当（係）名：農産物安全担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４８１

農山漁村振興交付金（農村ＲＭＯモデル形成支援）

１　対象品目・分野

〇水田・畑作　　〇園芸　　〇その他

２　事業概要

集落機能の維持・強化を図るため、地域の協議会が行う農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ※）の形成に向けた将来ビジョンの策定等の取組みに支援します。

※農村ＲＭＯ：複数の集落の機能を補完し、農地保全と農業を主軸に生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組みを行う組織

３　利用対象者

その他（複数の集落を含む地域協議会）

４　支援内容

(1)　**補助要件**：

〇対象地域：地域振興立法８法※指定地域　等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法　ほか

(2)　**対象経費**：将来ビジョンの策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を実施するために必要な経費

(3)　**補助率**：定額（上限1,000万円）

(4)　**事業期間**：上限３年間

５　募集期間

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：各総合支庁農村計画課

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担当（係）名**：中山間棚田・農村づくり担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－３３７３

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担当・電話番号**：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９（企画担当）
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９（企画担当）
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９（企画担当）

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

ＪＡ、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

３　利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織)、公社、民間事業者　等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○　国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること

○　果樹再生戦略計画が承認されていること

○　新たな担い手が参入すること

(2)　対 象 経 費：

①　果樹団地の先行投資型整備支援

②　整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3)　補　助　率：

①　７／10〔国５／10、県２／10〕、市町村（任意）

②　定額〔国22万円／10ａ、県22万円／10ａ〕

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課

(2)　**担 当（係）名**：果樹振興係

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２４５３

やまがた農地リフレッシュ＆アクション事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

　新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

○ 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農地の所有者であること

○ 次の農地要件を全て満たすこと

・農振農用地区域内の農地であること

・荒廃農地Ａ分類（１号遊休農地）であること

・賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること

○ 賃貸借等によって、再生された農地で５年間以上耕作又は保全すること

○ 事業実施にあたり直営施工を含むこと

○ 事業費が200万円未満であること

(2)　対 象 経 費

○ 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策　等

○ 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3)　補　助　率：１／４以内

(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3)　申込み先：最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2)　担 当（係）名：農村保全担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３３７３

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担 当（係）名：下記のとおり

(3)　電 話 番 号：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９（企画担当）

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４１（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９（企画担当）

農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金交付事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、

①農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け又は、機構を通じた農作業委託を行う地域等に対し「地域集積協力金」を交付します。

②機構からの転貸又は、機構を通じた農作業受託を行う地域等に対し「集約化奨励金」を交付します。

３　利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

①地域集積協力金：地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること等

②集約化奨励金：地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等

(2)　対 象 経 費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、使途の決定が可能）

(3)　補　助　率：定額（内容によって異なります）

①地域集積協力金：

	機構の活用率		交付単価　　（農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分１	80% 超	60% 超 80% 以下	2.8 万円／10ａ　（1.4 万円／10ａ）
区分２		80% 超	3.4 万円／10ａ　（1.7 万円／10ａ）

②集約化奨励金：

	団地面積の割合	１団地あたりの平均面積	交付単価　　（農作業受託）
区分１	10 ポイント増		1.0 万円／10ａ　（0.5 万円／10ａ）
区分２	20 ポイント増	1.5 倍以上	3.0 万円／10ａ　（1.5 万円／10ａ）

※受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円／10ａ

(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5)　そ　の　他：

①地域集積協力金：前年度３月から実施年度の２月末までの機構への貸付面積又は機構を通じた農作業委託面積が対象

②集約化奨励金：前年度３月から実施年度の翌々年度の２月末までにおける機構からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに団地化した面積が対象

５　**募集期間**

⑴　**募集期間**：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課

６　**問合せ先**

【県　庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農村整備課

⑵　**担当（係）名**：農地中間管理担当

⑶　**電話番号**：０２３－６３０－２４９０

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

⑵　**担当（係）名**：計画調整担当又は指導担当

⑶　**電話番号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４１
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（３年以内）を交付します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（資金交付要件）：

○ 独立・自営就農時の年齢が５０歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。

○ 前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること。

○ 独立・自営就農であること。

○ 青年等就農計画等が、独立・自営就農５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。

○ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。

○ 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

○ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。

○ 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2)　その他（補助を受けられる期間等について）:

○ 最長３年間、年間最大１５０万円を交付。

○ 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則６００万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。

○ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

５　募集期間

(1)　**募集期間**：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2) **担 当（係）名**：地域農政担当

(3) **電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（就農準備資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（２年以内）を交付します。

３　利用対象者

県認定研修機関（東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、キャリアサポート・研修センター、（公財）やまがた農業支援センター、鶴岡市新規就農者受入協議会）の研修生

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件（資金交付要件）：

○ 就農予定時の年齢が５０歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

○ 前年の世帯全体の所得が６００万円以下であること

○ 県が認めた研修機関で概ね１年以上研修すること

○ 常勤の雇用契約を締結していないこと

○ 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと等

⑵　そ　の　他（補助を受けられる期間等について）:

○ 最長２年間、年間最大１５０万円を交付。

○ 研修終了後１年以内に５０歳未満で就農しない場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額の返還が必要。

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：

認定研修機関の研修生等に係る募集期間については、各機関にお問い合わせください。

⑵　申請書類（様式）の入手先：研修先の認定研修機関にお問い合わせください。

⑶　申込み先：県内の認定研修機関

○ 東北農林専門職大学（附属農林大学校）　０２３３－２２－１５２８

○ キャリアサポート・研修センター　０２３３－２２－８７９４

○ (公財)やまがた農業支援センター　０２３－６４１－１１０５

○ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会　０２３５－２５－２１１１

６　問合せ先

【県庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

（1）　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

（2）　**担当（係）名**：地域農政担当

（3）　**電話番号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業（通常枠））

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

３　**利用対象者**

５０歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから５年以内に継承した者

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2)　**対 象 経 費**：

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

(3)　**補　助　率**：国１/２、県１/４、本人１/４

(4)　**補助対象事業費上限額**：１，０００万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限５００万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は５００万円、受けない者は１，０００万円として合算した額

② ２，０００万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3)　**電　話　番　号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

新規就農者育成総合対策事業費補助金
（経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠））

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

３　**利用対象者**

５０歳未満で事業実施年度の３年前の年度の４月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者（対象者が研修中の場合は、経営移譲者と共同申請することで活用可能）

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：
- ○ 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、その地域計画が将来像が明確化された地域計画である若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であること
- ○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること
- ○ 経営開始資金による助成を受けていないこと

(2)　**対 象 経 費**：
- ①農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ②法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
- ③機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

(3)　**補　助　率**：**①及び②**　国１/３、本人２/３（県、市町村は任意で補助）
　　③　国１/２、県１/４、本人１/４

(4)　**補助対象事業費上限額**：①と②の国費合計額　上限６００万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：最寄りの市町村にお問い合わせください。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村へお問い合わせください。
(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

【県 庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課
(2)　**担当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４６４

【総合支庁】

（1）　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

（2）　**担当（係）名**：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

（3）　**電話番号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

独立自営就農者定着支援助成金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

収入が安定しない営農開始時50歳以上の新規参入者に対して、営農費用を助成します。

３　利用対象者

農業を営む個人（認定新規就農者）

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 申請日の前年度４月１日から申請日までに新たに認定新規就農者として認定された者（法人として認定された場合又は法人経営に参画する場合の当該農業経営分を除く）、又は申請日の前年度に独立就農者育成研修（県支援型）を修了した者。

○ 農業基盤を持たず、新たに農地を取得等して経営を開始する（した）者。

○ 事業終了後も農業経営を継続し将来的に認定農業者になることが見込まれること、及び、本県農業産出額の増加に長期的な貢献が見込まれること。

○ 営農開始時の年齢が満50歳以上で、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けていないこと。

(2)　対 象 経 費：

農業経営にかかる必要経費（種苗費、農薬費、肥料代等。減価償却費は除く）。

(3)　その他（補助を受けられる期間等について）：

最長３年間、年額60万円と助成対象経費とのいずれか低い金額を助成。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年３月中旬～４月中旬に募集予定です。

(2)　申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3)　申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

６　問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1)　機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2)　担 当（係）名：新規就農担い手支援課

(3)　電 話 番 号：０２３－６４１－１１１７

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

独立自営就農者育成研修事業助成金（県支援型）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

50歳以上で、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする助成金（２年以内）を交付します。

３　利用対象者

県認定研修機関（やまがた農業支援センター）の研修生

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件（助成金交付要件）：

○ 就農予定時の年齢が原則50歳以上65歳未満であり、新たに農地等を確保して、独立して農業経営を開始することに強い意欲を有していること。

○ （公財）やまがた農業支援センターの受入農業経営者の下で概ね１年以上研修すること。

○ 常勤の雇用契約を締結していないこと。

○ 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。

(2)　そ　の　他（補助を受けられる期間等について）：

○ 最長２年間、年150万円を交付（60歳以上は年75万円）。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(2)　申請書類（様式）の入手先：

（公財）やまがた農業支援センターにお問い合わせください。

(3)　申込み先：（公財）やまがた農業支援センター

６　問合せ先

【（公財）やまがた農業支援センター】

(1)　機関名・課名：（公財）やまがた農業支援センター

(2)　担 当（係）名：新規就農担い手支援課

(3)　電 話 番 号：０２３－６４１－１１１７

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４６４

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（有機転換推進事業）

1　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

2　事 業 概 要

　みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

3　利用対象者

有機農業に取り組む新規就農者
慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
（将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る）

4　支 援 内 容

(1)　対 象 経 費：
有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費

(2)　対 象 農 地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

(3)　補助上限額：２万円／10ａ以内

5　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、または農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、農林水産部農業技術環境課

(3)　申込み先：最寄りの市町村

6　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2)　担 当（係）名：環境保全型農業担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４８１

雇用就農支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

50歳以上の雇用就農希望者を雇用し、研修を行う農業法人に対して、その研修費を助成します。

３　利用対象者

農業を営む法人

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：
50歳以上の雇用就農希望者を正規雇用し、育成する法人等であること。

⑵　対 象 経 費：雇用就農希望者に対して実施する研修の経費について、月額５万円の範囲内で２年間助成。

⑶　補　助　率：定額

⑷　補助上限額：年間60万円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：（一社）山形県農業会議にお問い合わせください。

⑵　申請書類（様式）の入手先：（一社）山形県農業会議ホームページ

⑶　申込み先：（一社）山形県農業会議

６　問合せ先

【（一社）山形県農業会議】

⑴　機関名・課名：（一社）山形県農業会議

⑵　電 話 番 号：０２３－６２２－８７１６

【県　庁】

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：働き手確保対策担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２３８２

お試し雇用就農助成金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**
　県外からの雇用就農希望者を雇用する農業法人に対し、その賃金・報酬等の経費の一部を助成します。

３　**利用対象者**
農業を営む法人

４　**支 援 内 容**
⑴　**補 助 要 件**：18歳以上65歳未満の県外からの移住者で雇用就農を希望する者を正規雇用する農業法人等
⑵　**対 象 経 費**：雇用就農希望者に対して支払う賃金・報酬等
⑶　**補　助　率**：定額
⑷　**補助上限額**：月額10万円
⑸　**対 象 期 間**：雇用開始から最長４か月間

５　**募 集 期 間**
⑴　**募集期間**：（一社）山形県農業会議へお問い合わせください。
⑵　**申請書類（様式）の入手先**：（一社）山形県農業会議ホームページ
⑶　**申込み先**：（一社）山形県農業会議

６　**問合せ先**
【（一社）山形県農業会議】
⑴　**機関名・課名**：（一社）山形県農業会議
⑵　**電 話 番 号**：０２３－６２２－８７１６
【県　庁】
⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課
⑵　**担当（係）名**：働き手確保対策担当
⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２３８２

集落営農活性化促進事業費補助金

１　対象品目・分野　　〇水田・畑作　　〇園芸　　〇畜産

２　事 業 概 要
　集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

３　利用対象者
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支 援 内 容
⑴　補 助 要 件：
〇 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
〇 成果目標の設定
⑵　対 象 経 費：
〇 ⑴で示したビジョン作成に係る経費
〇 ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
　① 人材の確保
　② 収益力向上に向けた取組み
　③ 組織の法人化
　④ 共同利用機械等の導入経費
⑶　補　助　率：
〇 ビジョン作成に係る経費 … 定額
〇 人材の確保 …100万円上限／年（最長３年間）
〇 収益力向上に向けた取組み … 定額
〇 組織の法人化 … 25万円
〇 共同利用機械等の導入経費 … １／２以内
⑷　補助上限額：1,000万円（１ビジョン当たり３年間の取組の合計額）

５　募 集 期 間
⑴　募集期間：令和７年度分は令和７年２月中旬～３月上旬に実施
※令和７年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。
⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
⑶　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先
【県 庁】
⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営･所得向上推進課
⑵　担 当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２２９６

【総合支庁】

（1）　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

（2）　**担 当（係）名**：地域農政担当

（3）　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８３

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１９

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５７２４

農業における外国人材受入トライアル事業

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

生産年齢人口の減少に伴う農業の働き手不足が課題となる中、外国人材の受入による働き手確保に向けた新たな手法を検討するため、外国人材の短期派遣を試行的に取り組む農業経営体を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人又は法人並びに農業協同組合

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

山形県内に主たる事業所を有する農業経営体等で、以下の条件をいずれも満たす者

① ６か月以内の外国人材の派遣に関する契約ができること。

② 本事業について、他の補助金、交付金、負担金その他の財政的支援を受けている、又は受ける見込みがないこと。

③ 各種法令に違反していないこと。

(2)　対 象 経 費：

① 最大２人の外国人材の雇用に係る以下の経費

・派遣会社に支払う経費（外国人材の賃金相当額を除く）

・家賃等住居に関する費用（外国人材から徴収する額を除く）

・外国人材の派遣先までの移動経費

② ①の取組みの受入環境整備に伴う導入経費（生活用品・生活家電）。ただし、本事業の採択年数が１年目の者に限る。

(3)　補　助　率：

・(2)①の経費：定額

・(2)②の経費：１／２

(4)　補助上限額：

・(2)①の経費：下表のとおり

補助採択年数	補助上限	上限月数	上限人数
１年目	14 万円/人・月	２か月/人	２人/経営体
２年目	10 万円/人・月	同上	同上

・(2)②の経費：50 万円

５　募 集 期 間

(1)　要望調査期間：　令和７年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
（※令和６年度分は令和６年２月下旬から９月下旬にかけて、複数回実施）

(2)　申請書類（様式）の入手先：県ホームページ

(3)　申込み先：山形県農業働き手確保対策協議会
（事務局：農林水産部農業経営・所得向上推進課）

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　機関名・課名：山形県農業働き手確保対策協議会
（事務局：農林水産部農業経営･所得向上推進課）

(2)　担 当（係）名：働き手確保対策担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４４３

畑地化促進事業費補助金（土地改良区決済金等支援）

１　対象品目・分野　　〇水田・畑作

２　事 業 概 要

　水田を畑地化して畑作物の生産に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払いが生じる地区除外決済金等の費用を支援します。

３　利用対象者

令和７年度に水田の畑地化に取り組む農業者

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

○ 国の「畑地化促進事業」のうち、「畑地化支援・定着促進支援」の活用を要望し、採択された農地であること

○ 当該農地について、国が別に定める日までに、土地改良区から地区除外又は畑地として取り扱うことが決定されていること

⑵　対 象 経 費：

土地改良区への支払いが生じる地区除外決済金又は畑地化協力金

⑶　補　助　率：

定額

⑷　補助上限額：

25万円／10ａ

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年１月上旬～４月上旬（実施済み）

※令和７年度分の募集は終了しており、令和８年度分の募集がある場合はお知らせします。

⑵　申請書類（様式）の入手先：地域農業再生協議会

⑶　申込み先：地域農業再生協議会

６　問 合 せ 先

⑴　機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

⑵　担 当（係）名：米政策推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２３０９

農地利用効率化等支援事業費補助金（地域農業構造転換支援タイプ）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事業概要

将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　支援内容

(1)　補助要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた者
○ 成果目標の設定
○ リース導入の場合、リース期間が終了した後に、成果目標から更に事業実施地区内で経営面積を３割以上又は10ha以上拡大することが地域計画等において確認できること

(2)　対象経費：

○ 購入
・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
・ ビニールハウスの整備
・ 畦畔の除去、明渠･暗渠排水の整備などの農地等の改良　　等
※　事業費50万円以上
※　耐用年数概ね５年以上20年以下（中古は２年以上）

○ リース導入
・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入
※　リース期間は３年以上、法定耐用年数以内であること

(3)　補助率：

○ 購入：以下の①又は②のうちいずれか低い額
① 事業費×３／10
② 事業費－地方公共団体等による助成額
○ リース導入：リース物件購入価格×３／７

(4)　補助上限額：　1,500万円

５　募集期間

(1)　募集期間：令和７年度分は令和７年２月上旬～３月上旬に実施
※令和７年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。
(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県 庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３４０５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：地域農政担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

農地利用効率化等支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地図に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：
- ○ 地域計画の目標地図に位置付けられた者
- ○ 成果目標の設定

(2)　**対 象 経 費**：
- ○ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ○ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ○ ビニールハウスの整備
- ○ 畦畔の除去、明渠･暗渠排水の整備などの農地等の改良　　等

※　事業費50万円以上

※　耐用年数概ね５年以上20年以下（中古は２年以上）

(3)　**補　助　率**：

以下の①～③のうち最も低い額
- ① 事業費×３／10
- ② 融資額
- ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4)　**補助上限額**：300万円

※　経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者は、上限額600万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：令和７年度分は令和７年２月上旬～３月上旬に実施。

※令和７年度の募集は終了しておりますが、相談は随時受け付けます。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

【県 庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営･所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：農業担い手・所得向上推進担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３４０５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：地域農政担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５

最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０

置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９

庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９７

さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

１　対象品目・分野　　〇園芸

２　事 業 概 要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約７割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

３　利用対象者

農業協同組合、青果物卸売事業者、果樹苗木生産販売事業者、農業者・農業法人が組織する団体

４　支 援 内 容

⑴　補助要件

①　改植本数が１取組主体（農業者又は農業法人）につき３本以上であること
②　取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
③　令和８年３月末までに植栽を完了すること
④　植栽から４年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
⑤　重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

⑵　対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※　「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下６品種
やまがた紅王（山形Ｃ12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

⑶　補 助 率

定額〔2,000円／本〕

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年４月、令和７年11月
（予算額に達した時点で受付を終了させていただきます）
⑵　申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
⑶　申込み先：ＪＡ、出荷団体、果樹苗木販売店等

６　問 合 せ 先

⑴　機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
⑵　担 当（係）名：園芸団地推進担当
⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２３１９

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○その他（農村振興、地域活性化）

２　**事 業 概 要**

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

３　**利用対象者**

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：
- ○ 農山漁村振興推進計画を策定していること
- ○ 交付対象事業１地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- ○ 農業用用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあっては、管理対象となる農業用用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等５ha以上）であること

(2)　**対 象 経 費**：
- ○ 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- ○ 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3)　**補　助　率**：計画策定支援　定額　施設整備事業　１／２等

(4)　**そ　の　他**：計画策定支援　原則２年以内　施設整備事業　原則３年以内

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：下記担当に確認してください。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：下記担当に確認してください。

(3)　**申込み先**：下記担当に確認してください。

６　**問 合 せ 先**

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：計画・スマート農業基盤担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５０６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：下記のとおり

(3)　**電 話 番 号**：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８（計画担当）
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４１（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７（計画担当）
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３（計画担当）

畜産生産持続強化支援事業費補助金（ハード支援）

１　**対象品目・分野**　　○畜産

２　**事 業 概 要**

　中小家族経営を含めた意欲ある畜産担い手が行う生産基盤の機能強化やICT技術活用による作業の省力化、暑熱対策などによる生産性向上のための施設整備・機械導入等の取組みに対して支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

補助要件	事業メニュー
収入増又は所得向上10％以上、若しくは経費削減10％以上	①簡易畜舎等整備支援
収入増又は所得向上５％以上、若しくは経費削減５％以上	②空畜舎等改修整備支援 ③生産性向上・省力化ICT機器整備支援
生産性向上に係る指標５％以上改善	④暑熱対策設備等導入支援 ⑤衛生対策支援
導入する機械設備に関連する電力使用量又は燃料使用量の５％以上の削減	⑥省エネルギー設備等導入支援
飼料整備受益面積１ha以上/地区（中山間地域0.5ha以上）	⑦飼料基盤強化支援

(2)　**対 象 経 費**：畜舎等の整備・機械の導入に要する経費

(3)　**補　助　率**：１/３以内

(4)　**補助上限額**：2,083万3千円（5,000万円×５/12）事業メニュー①②
　　833万3千円（2,000万円×５/12）事業メニュー④⑥
　　416万6千円（1,000万円×５/12）事業メニュー③⑤⑦

(5)　**そ　の　他**：市町村と協調補助の場合は１/12を上限に上乗せ
　※県が５/12、市町村が１/12を補助した場合、合計の補助率は１/２となります。

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間（完了）**：令和７年度の募集は終了しております。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担 当（係）名**：畜産振興担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４５
　最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１８
　置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５３
　庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５０４

新技術活用高能力繁殖雌牛整備事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

「総称山形牛」のブランド力向上及び和牛繁殖農家の所得向上等を図るため、高能力な和牛繁殖雌牛の選抜に向けたゲノミック評価分析経費に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人（いずれも農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「農業協同組合等」という）経由）

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○　ゲノミック評価分析を行う和牛は一定能力を有する繁殖雌牛の産子（能力未判定の雌子牛）であること

○　ゲノミック評価分析は枝肉６形質（枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、ＢＭＳＮｏ．）、脂肪酸組成（ＭＵＦＡ割合、オレイン酸割合）及び発育関連２形質（生時体重、日齢枝肉重量）を実施すること。

○　県にゲノミック評価分析の結果を提出すること。

(2)　対 象 経 費：ゲノミック評価分析に要する経費

(3)　補　助　率：ゲノミック評価分析１頭当たり８千円以内を助成

(4)　そ　の　他：

一定能力を有する繁殖雌牛：枝肉６形質のうち２つ以上の形質の推定育種価又はゲノミック育種価が上位１/２以上の繁殖雌牛

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（完了）：令和７年度の募集は終了しております。

(2)　申請書類（様式）の入手先：農業協同組合等

(3)　申込み先：農業協同組合等

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：畜産振興担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１８
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５３
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５０４

「丸藤３」等を活用した優良子牛確保事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

優良子牛の有利販売及び和牛繁殖農家等の所得向上を図るため、一定能力を有する繁殖雌牛と「丸藤３」等の県産種雄牛から産子（以下、「補助対象産子」という）を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等に係る情報を収集する経費に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団（いずれも山形県酪農業協同組合、（一社）山形県配合飼料価格安定基金協会、農業協同組合又は和牛改良組合（以下、「畜産関係団体」という）経由）

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○　補助対象産子は令和７年１月１日～同年12月31日の期間に生産（分娩）されていること

○　補助対象産子の出生・発育データ等に係る情報を提供すること

(2)　対 象 経 費：補助対象産子を生産するとともに、その産子の出生・発育データ等の収集に要する経費

(3)　補　助　額：１頭当たり10,000円以内

(4)　そ　の　他：

一定能力を有する繁殖雌牛（補助対象産子の母牛）：枝肉６形質のうち２つ以上の形質の推定育種価又はゲノミック育種価が上位１/２以上で月齢が満120カ月未満（令和７年１月１日時点）

「丸藤３」等の県産種雄牛：丸藤３、福秀165、美勝喜、幸紀陸、美結喜、福福照

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（完了）：令和７年度の募集は終了しております。

(2)　申請書類（様式）の入手先：畜産関係団体

(3)　申込み先：畜産関係団体

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：畜産振興担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１８
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５３
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５０４

やまがた地鶏生産トライアル支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事業概要
　やまがた地鶏の生産基盤の強化を図るため、新規参入者の雛導入費や衛生対策資材費等の生産経費に要する経費を支援します。

３　利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団、その他の企業・団体

４　支援内容
(1)　補助要件：「やまがた地鶏の飼養管理マニュアル」に基づき、県内において新規にやまがた地鶏の生産に取り組むこと。
(2)　対象経費：やまがた地鶏の生産に要する経費
(3)　補助率：１/２以内
(4)　補助上限額：31万1千円
(5)　その他：

５　募集期間
(1)　募集期間（予定）：令和７年４月下旬以降随時
(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課
(3)　申込み先：最寄りの市町村農林主務課

６　問合せ先
(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課
(2)　担当（係）名：畜産振興担当
(3)　電話番号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１８
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５３
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５０４

子実用トウモロコシ作付け支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

　子実用トウモロコシの作付け及び利用を推進するため、子実用トウモロコシの作付けを行う農業者等に対して、子実用トウモロコシの作付けに係る経費の一部を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織、農業者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

○　作付圃場は利用対象者が耕起、播種、雑草・害虫防除、収穫の作業のうち２つ以上を実施すること。
○　作付圃場は牛糞完熟堆肥換算で10a当たり５t以上の堆肥を施用すること。
○　事業開始年度から３年間継続して子実用トウモロコシの作付面積を維持又は増加すること。
○　収穫した子実用トウモロコシの供給先が確保できていること。

(2)　対 象 経 費

子実用トウモロコシの作付けに係る経費

(3)　補　助　率

子実用トウモロコシの作付圃場10a当たり

１年目（事業実施初年度）　　　　　　13,000円以内
２年目（事業実施初年度の翌年度）　　 8,500円以内※
３年目（事業実施初年度の翌々年度）　4,000円以内※
※　ただし、前年度の作付面積から増加した分は13,000円以内。

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間（完了）**：令和７年度の募集は終了しております。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課
(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部畜産振興課
(2)　**担 当（係）名**：畜産生産基盤担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３３５０

配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

令和６年度第３四半期（令和６年10月～12月）及び第４四半期（令和７年１月～３月）並びに令和７年度第１四半期（令和７年４月～６月）の平均配合飼料価格と令和２年度の配合飼料の平均価格との差額から配合飼料価格安定制度等の補てん金を除いた額の一部を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）
⑵　対 象 経 費：配合飼料の購入に要する経費
⑶　補　助　率：１/２以内
⑷　補助上限額：4,000円／１トン

５　募 集 期 間

⑴　募集期間（予定）

令和６年度第３四半期：令和７年度の募集は終了しております。
〃　　第４四半期：　　〃
令和７年度第１四半期：　　〃

⑵　申請書類（様式）の入手先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合等
⑶　申込み先：山形県配合飼料価格安定基金協会、山形県酪農業協同組合及び県内各農業協同組合等

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：農林水産部畜産振興課
⑵　担 当（係）名：畜産生産基盤担当
⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－３３５０

単味飼料価格高騰対策支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

単味飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するため、申請した畜産農家を対象に令和６年度第３四半期（令和６年10月～12月）及び第４四半期（令和７年１月～３月）並びに令和７年度第１四半期（令和７年４月～６月）の単味飼料の購入経費に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：単味飼料を購入している畜産農家（申請による）
⑵　対 象 経 費：単味飼料の購入に要する経費
⑶　補　助　率：配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金と同額の補助単価
⑷　補助上限額：4,000円／１トン

５　募 集 期 間

⑴　募集期間（予定）
　　令和６年度第３四半期：令和７年度の募集は終了しております。
　　〃　　第４四半期：　　　　〃
　　令和７年度第１四半期：令和７年10月下旬～11月下旬
⑵　申請書類（様式）の入手先：公益社団法人山形県畜産協会
⑶　申込み先：　公益社団法人山形県畜産協会

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：農林水産部畜産振興課
⑵　担 当（係）名：畜産生産基盤担当
⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－３３５０

多面的機能支払交付金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動、植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等を支援します。

３　**利用対象者**

○ 農業者等で構成される活動組織（構成員は以下のとおり）

・農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の企業・団体・個人

４　**支 援 内 容**

⑴　**補 助 要 件**：
活動を実施する組織を設立し、５年間の事業計画を作成して、計画に基づく活動を行うこと等

⑵　**対 象 経 費**：水路の泥上げ等の地域資源の保全活動に要する経費

⑶　**補　助　率**：定額（田3,000円／10ａ、畑2,000円／10ａ、草地250円／10ａ等）
＜国１／２、県１／４、市町村１／４＞

⑷　**補助上限額**：⑶補助率により算定した額

⑸　**その他（補助を受けられる期間等について）**：原則５年間

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：令和７年４月１日～６月30日
※市町村により募集期間が異なる場合があります。
詳細は最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課

⑶　**申 込 み 先**：最寄りの市町村農林主務課

６　**問 合 せ 先**

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

⑵　**担 当（係）名**：農村保全担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３１８９

中山間地域等直接支払交付金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸

２　**事業概要**

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を保全・管理していくための協定を締結して農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付します。

３　**利用対象者**

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

４　**支援内容**

⑴　**補助要件**：

○ 対象地域：地域振興立法９法※指定地域 及び 知事が定める特認地域

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法

○ 対象農用地：対象地域の農振農用地区域において、田で傾斜が１／100以上、畑及び草地で傾斜が８度以上であること等

○ 対 象 者：集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を５年間継続する農業者・特定農業法人等
個別協定を締結し、農業生産活動等を５年間継続する認定農業者等

⑵　**対象経費**：

集落等単位で締結した協定に基づき実施する水路・農道等の維持管理費等、集落の共同取組活動に要する経費等

⑶　**補助率**：定額

田：(急傾斜：１／20以上) 21,000円／10ａ、(緩傾斜：１／100以上) 8,000円／10ａ
畑：(急傾斜：15度以上) 11,500円／10ａ、(緩傾斜：８度以上) 3,500円／10ａ
草地：(急傾斜：15度以上) 10,500円／10ａ、(緩傾斜：８度以上) 3,000円／10ａ

⑷　**補助上限額**：(3)補助率により算定した額

⑸　**その他（補助を受けられる期間等について）**：令和２年度～令和６年度（最長５年間）

５　**募集期間**

⑴　**募集期間**：令和７年４月１日～８月31日

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：協定農用地が属する市町村農林主務課

⑶　**申込み先**：協定農用地が属する市町村農林主務課

６　**問合せ先**

【県　庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

⑵　**担当（係）名**：中山間・棚田振興担当

⑶　**電話番号**：０２３-６３０-２４９５

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2) **担当（係）名**：下記のとおり

(3) **電 話 番 号**：

村山総合支庁農村計画課：０２３－６２１－８１６４（農地保全担当）
最上総合支庁農村計画課：０２３３－２９－１３４５（地域保全担当）
置賜総合支庁農村計画課：０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課：０２３５－６６－２７３２（事業担当）

棚田基金活用事業費補助金（資産活用計画事業）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○その他（地域振興、地域づくり）

２　**事 業 概 要**

棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動推進を図るための基本計画策定経費について助成します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：階段状に分布した主傾斜20分の１以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の２分の１以上を占める地域であること（＝棚田地域）

(2)　**対 象 経 費**：保全活動に必要な調査研究（先進地視察、講習会・研究会の開催等）、保全活動の計画策定に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）

(3)　**補　助　率**：定額

(4)　**補助上限額**：15万円

(5)　**そ　の　他**：支援期間は原則１年間

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

６　**問 合 せ 先**

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：中山間・棚田振興担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４９５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：企画担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５６
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９

棚田基金活用事業費補助金（資産活用促進事業）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○その他（地域振興、地域づくり）

２　**事 業 概 要**

　棚田地域が有する国土保全、水資源の涵養、農村原風景の保全形成等の多面的機能の良好な発揮と、地域住民団体等が行う棚田地域の保全活動に要する経費について助成します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：階段状に分布した主傾斜20分の１以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の２分の１以上を占める地域であること（＝棚田地域）

(2)　**対 象 経 費**：保全活動及び普及啓発（イベント実施等）に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）

(3)　**補　助　率**：定額

(4)　**補助上限額**：15万円

(5)　**そ　の　他**：支援期間は最長３年間

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

６　**問 合 せ 先**

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：中山間・棚田振興担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４９５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：企画担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５６
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９

棚田基金活用事業費補助金（棚田な地域等の地域連携型活性化実証事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○その他（地域振興、地域づくり）

２　事 業 概 要

高齢化等により営農活動が困難となることが予想される棚田地域において、地域の企業等が販路も含めて生産による棚田の保全や営農継続できる体制を確立していくための枠組みをモデル的に構築するための実証経費について助成します。

３　利用対象者

その他の企業・団体・個人

※農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、事業協同組合等により構成される、棚田地域の保全を目的として広域に連携を行う協議会等

４　支 援 内 容

(1)　**補 助 要 件**：階段状に分布した主傾斜20分の１以上の農地の面積が、当該地域の全農地面積の２分の１以上を占める地域であること（＝棚田地域）

(2)　**対 象 経 費**：実証に係る保全活動に要する経費（旅費、諸謝金、委託費、調査事務費）

(3)　**補　助　率**：定額

(4)　**補助上限額**：30万円

(5)　**そ　の　他**：支援期間は最長４年間

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農村計画課

６　問 合 せ 先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：中山間・棚田振興担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４９５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：企画担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５６

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９

元気な農村づくりスタートアップ支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産　　○林業　　○その他

２　**事 業 概 要**

地域の方々の話合い等で立案・合意された行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、農業生産活動等の維持・発展のための新たな取組みを行おうとする場合に、その立上げ（試行）に要する経費を補助します。

３　**利用対象者**

地域の合意により策定した行動計画等のある中山間地域等の集落・組織
（※）規約等のある集落・組織に限る

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：
- ○ 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること
- ○ 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること

(2)　**対 象 経 費**：
取組みに要する経費（旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品費）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料）

(3)　**補　助　率**：定額

(4)　**補助上限額**：25万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：県ホームページからダウンロード

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問 合 せ 先**

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：農村(むら)づくり担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２９４８

【総合支庁】

(1)　**機　関　名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：企画担当

(3)　**担当・電話番号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５６
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９

地域ぐるみ農地管理支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○その他（地域振興、地域づくり）

２　**事 業 概 要**

農業者の高齢化、集落の混住化がすすむ農村集落において、多様な人材が話し合って整理した管理計画に基づき、農地の保全管理に必要な機材の導入を支援します。

３　**利用対象者**

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

農業者及び地域の若者、女性、元会社員などが参加した地域の話合いにより、農地保全・管理実行計画を作成すること

(2)　**対 象 経 費**：農地管理機材導入に要する経費、導入に必要な資格講習の受講費

(3)　**補　助　率**：導入する管理機材の購入経費の１／３

(4)　**補助上限額**：200万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村農林主務課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村農林主務課

６　**問 合 せ 先**

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：農村保全担当

(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－３３７３

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担当（係）名**：下記のとおり

(3)　**電　話　番　号**：

村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９（企画担当）
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９（企画担当）
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－２７３２（事業担当）

山菜栽培未収益期間支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

　中山間地域の農地保全・集落維持のため、わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間（定植から３年間）の管理費に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件 :

○ 農業地域類型区分の「中山間農業地域」「山間農業地域」、又は地域振興立法８法※の指定地域であること

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法

○ 水田に10ａ以上の団地で新たな定植を行うこと

○ 定植後、収穫までの間の営農計画（出荷先の計画も記載）を提出し、県の認定を受けること

○ 定植後５年間、営農状況報告書を県に提出すること

(2)　対 象 経 費 :

○ わらびを転作作物として水田に新規に導入した際の未収益期間の管理費（定植、施肥、刈払等）

(3)　補　助　率 : 定額（県１／２、市町村１／２）

(4)　補助上限額 : １年当り13,900円／10ａで算定した額の範囲内

(5)　その他（補助を受けられる期間）: 定植から３年間

５　募 集 期 間

(1)　募集期間 : 随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手先 : 最寄りの市町村農林主務課

(3)　申込み先 : 最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

【県庁】

(1)　機関名・課名 :　農林水産部農村計画課

(2)　担 当（係）名 :　中山間・棚田振興担当

(3)　電 話 番 号 :　０２３－６３０－２４９５

【総合支庁】

(1)　機関名・課名 :　各総合支庁農村計画課

(2)　担 当（係）名 :　企画担当

(3)　電 話 番 号 :　村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８９

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３３９

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５４９

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業・環境負荷低減事業活動）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産　　○その他

２　**事 業 概 要**

　みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入を支援します。

　また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

３　**利用対象者**

民間団体等
（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、各種法人等）

４　**支 援 内 容**

⑴　**補助要件**：

次のいずれかに該当すること

・みどりの食料システム法に基づく認定基盤確立事業実施計画の認定を受けていること
・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けていること
・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けている又は受けることが確実であることと、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業」に協力していること

⑵　**対象経費**：

①資材（バイオ炭等）、環境負荷低減農林水産物を活用した新商品の生産・販売、流通の合理化を図るために必要な機械・施設の整備等に必要な経費
②環境負荷低減に資する資材の原材料等の調達・効果の検討等に必要な経費
③特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（堆肥生産施設等）の整備や機械の導入に必要な経費

⑶　**補助率**：

①１／２以内（補助上限：２億円）
②定額（補助上限：650万円）
③１／２以内（補助上限：（施設）1,000万円、（機械）200万円）

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
⑵　**申請書類（様式）の入手先**：農林水産部農業技術環境課
⑶　**申込み先**：農林水産部農業技術環境課

６　**問 合 せ 先**

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業技術環境課
⑵　**担 当（係）名**：環境保全型農業担当
⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３４１９

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金
（生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸

２　**事 業 概 要**

地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組みを支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、市町村等

４　**支 援 内 容**

(1)　**対 象 経 費**

○　土壌分析に係る経費
○　堆肥等の購入、運搬、保管に係る経費
○　堆肥等の散布に係る経費（散布機械のレンタル、リースを含む）
○　上記取組みの効果的な推進に必要な指導及び検討会開催等

(2)　**補　助　率**：定額（散布機械のリース導入に係る経費は１／２以内）

(3)　**補助上限額**：

堆肥等を実証的に活用する面積10アール当たり30,000円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は10アール当たり35,000円。
ただし、堆肥散布機械のリース導入を行う場合は、リース物件購入価格の１／２以内を加算。

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：市町村

６　**問 合 せ 先**

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業技術環境課
(2)　**担 当（係）名**：環境保全型農業担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４０８

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課
(2)　**担 当（係）名**：園芸振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、農産園芸担当（庄内）
(3)　**電 話 番 号**：
村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１７
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金
（グリーンな栽培体系加速化事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

　産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、技術検証や定着を図るための取組みを支援します。

３　利用対象者

都道府県（普及組織）及び農業協同組合又は農業者を構成員に含む協議会、市町村、農業協同組合

４　支 援 内 容

(1)　対 象 経 費

○ 検討会の開催、栽培マニュアル及び産地戦略の策定に係る経費

○ グリーンな栽培体系（バイオ炭の農地施用（環境）とリモコン草刈機（省力）、有機質肥料（環境）とドローン（省力）など）の検証に係る経費

○ セミナーの開催等、情報発信に係る経費

(2)　補　助　率：定額

(3)　補助上限額：１地区あたり 300 万円

ただし次の①～③の場合は１地区あたり 360 万円

①有機農業の検討を行う場合

②環境負荷軽減の取組みを複数検討する場合

③品目の特性上事業期間が複数年度となる場合

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時、相談を受け付けます。

（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3)　申込み先：農林水産部農業技術環境課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2)　担当（係）名：環境保全型農業担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４８１

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金
（有機農業拠点創出・拡大加速化事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事業概要
　市町村等における地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫した取組みの試行や体制づくりを支援します。

３　利用対象者
市町村、市町村が参画する協議会

４　支援内容
⑴　対象経費：
○ 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に要する経費
○ 試行的な取組みの実施（技術実証、加工品の試作、販売コーナー設置など）
○ 有機農業実施計画策定後の円滑な実施に向けた取組の実施
⑵　補助率：定額（機械リース費に係る経費は１／２以内）
⑶　補助上限額：
○ 有機農業実施計画の策定に向けた取組：市町村１か所あたり1,000万円
○ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践：市町村１か所あたり800万円

５　募集期間
⑴　募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）
⑵　申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課
⑶　申込み先：農林水産部農業技術環境課

６　問合せ先
⑴　機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
⑵　担当（係）名：環境保全型農業担当
⑶　電話番号：０２３－６３０－２４８１

環境保全型農業直接支払交付金

1　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

2　事 業 概 要

化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則５割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して支援します。

3　利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

次のア、イの両方に該当すること

ア　利用対象者が次の全ての事項に該当すること
- ・販売を目的に生産を行っていること
- ・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックし、提出すること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること（有機農業や飼料作物、花きなどを除く）

イ　取組みごとの要件に該当すること

(2)　対象となる取組みと交付金単価：

次の５取組に係る経費

番号	取組名称 / 取組内容	10アール当たりの予定交付単価※1
①	有機農業※2 国際水準の有機農業の実施	14,000円（そば等雑穀・飼料作物以外の場合） うち炭素貯留効果の高い有機農業※3を実施する場合は2,000円を、新規取組者の支援を実施する場合は4,000円を加算 3,000円（そば等雑穀･飼料作物の場合）
②	堆肥の施用※4、5 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組	3,600円（水稲）おおむね0.5t/10a以上施用 （水稲以外）おおむね1.0t/10a以上施用
③	緑肥の施用※4、5 主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付けする取組	5,000円
④	総合防除※4、5 県が策定するIPM実践指標（水稲、りんご、日本なし、西洋なし、もも、すもも、かき、トマト）に基づく管理と、以下のいずれか１つ以上を実施する取組 ・畦畔の機械除草（水稲） ・交信かく乱剤の利用（水稲以外） ・天敵温存植物の利用（水稲以外） ・天敵等生物農薬の利用（水稲以外）	4,000円
⑤	炭の投入※4 主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を投入する取組	5,000円

※１：本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、申請額の合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。
※２：通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を使用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物は対象外。
※３：土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施すること。
※４：永年性飼料作物は対象外。
※５：水稲で実施する場合は、メタン排出削減対策（長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度の秋耕、前年度の稲わら腐熟促進資材の施用）を１つ以上併せて実施すること。

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年度の募集については、申込み先にお問合せ願います。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：取組みを行う圃場が所在する市町村
(3)　**申込み先**：取組みを行う圃場が所在する市町村

６　問 合 せ 先

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課
(2)　**担 当（係）名**：（村山）園芸振興、（最上、置賜）生産流通、（庄内）農産園芸
(3)　**電　話　番　号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４３
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１７
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業技術環境課
(2)　**担 当（係）名**：環境保全型農業担当
(3)　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２４８１

鳥獣被害防止総合対策交付金

１　対象品目・分野

○水田・畑作　○園芸　○畜産　○林業　○水産業　○その他

２　事 業 概 要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

○ 整備事業

・受益戸数が３戸以上であること

・投資効率が１以上であること

(2)　対 象 経 費：

○ 推進事業

・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

○ 緊急捕獲事業

・有害捕獲に係る捕獲活動経費

○ 整備事業

・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3)　補　助　率：

○ 推進事業

・１／２以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

○ 緊急捕獲事業

・定額

○ 整備事業

・１／２以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4)　補助上限額

○ 推進事業

・わなの導入にあっては、種類ごとに上限単価あり

○ 緊急捕獲事業

・8,000円以内／頭（成獣であるクマ、サル）

・7,000円以内／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内／頭）（成獣である
イノシシ、ニホンジカ）

・1,000円以内／頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）

・200円以内/羽（鳥類）

○ 整備事業

・侵入防止柵、処理加工施設にあっては、種類ごとに上限単価あり

⑸　**その他**

○ 緊急捕獲事業

・推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください)。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問 合 せ 先**

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

⑵　**担 当（係）名**：農村づくり担当

⑶　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２７１０

有害鳥獣被害対策推進事業費補助金（侵入防止柵（電気柵等））

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

　農作物被害防止対策として、農業者（自家用作物を含む）等が導入する電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対して支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む個人、グループ及び法人

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：市町村が開催する電気柵等設置安全講習会の受講

(2)　**対 象 経 費**：電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備に係る経費

(3)　**補助上限額**：原則１／２以内

(4)　**その他（協調補助について）**：

　県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の１／４を補助する。ただし、１件当たり10万円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：農村づくり担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２７１０

有害鳥獣被害対策推進事業費補助金（イノシシ夏季捕獲）

１　対象品目・分野

〇水田・畑作　〇園芸　〇畜産　〇林業　〇水産業　〇その他

２　事 業 概 要

農作物に被害を及ぼす夏季（４月～10月）のイノシシ捕獲を推進するため、緊急捕獲事業〔国庫〕に併せて、夏季捕獲時の捕獲経費を上乗せして支援します。

３　利用対象者

狩猟者団体及び捕獲従事者等

４　支 援 内 容

(1)　**補 助 要 件**：

鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業により捕獲されたイノシシのうち、夏季（４月～10月）に捕獲されたものを対象とする。

(2)　**対 象 経 費**：イノシシの夏季捕獲（４月～10月）に要する経費

(3)　**補助上限額**：原則、成獣8,000円以内／頭、幼獣1,000円以内／頭

※鳥獣被害防止総合対策交付金〔国庫〕の緊急捕獲事業と合わせて最大15,000円／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は最大16,000円／頭）

(4)　**その他（協調補助について）**：

県は、予算の範囲内で市町村に対し、補助事業に要する経費の１／２を補助する。ただし、成獣１頭当たり4,000円、幼獣１頭当たり500円を上限とし、市町村が同額以上の補助をする場合に限る。

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：農村づくり担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２７１０

農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
（食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備緊急対策事業）

１　対象品目・分野

○その他（６次産業化、食品加工、流通）

２　事 業 概 要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む。）並びにＩＳＯ（国際標準化機構）、ＧＦＳＩ（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機ＪＡＳ及びハラール・コーシャ等の認証取得への対応に必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援します。

３　利用対象者

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む。）

(1) 法人
(2) 地方公共団体　ほか

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

- ○ ＧＦＰ（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること
- ○ 全体事業費が１千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10％以上の貸付を受けて事業を実施すること
- ○ 事業実施主体において、ＨＡＣＣＰチーム（ＨＡＣＣＰ研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- ○ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- ○ これまでに本事業又は類似事業を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること
- ○ その他、ハード事業に係る一般的な基準を満たすこと
- ○ 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること　ほか

(2)　対 象 経 費：

①施設等整備事業

輸入条件への対応、輸出向けＨＡＣＣＰ等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費

②効果促進事業

輸出向けＨＡＣＣＰ等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けＨＡＣＣＰ等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記①施設等整備事業と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費

(3) **補　助　率**：１／２以内

(4) **補助上下限額**：250万円～５億円

５　**募 集 期 間**

(1) **募集期間**：未定ですが、御相談は随時受け付けます。

(2) **申請書類（様式）の入手先**：県ホームページからダウンロード

(3) **申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　**問 合 せ 先**

(1) **機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2) **担 当（係）名**：輸出推進係

(3) **電 話 番 号**：０２３－６３０－３０６９

山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1　対象品目・分野　　○その他（６次産業化）

2　事 業 概 要

農林漁業者自らの６次産業化取組みに必要な機械等の導入を支援します。

3　利用対象者

- 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織

4　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

メニュー	要　　件
自らの６次産業化	・５年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること ◇産出額が現状の２倍以上増加すること ◇独自目標として、少なくとも１つ以上は数値目標を設定すること

(2)　対 象 経 費：

メニュー	補助対象事業
自らの６次産業化	農林漁業者自らの６次産業化の取組みに必要な機械等導入及びそれら導入に伴う施設改修

(3)　補　助　率：

メニュー	補助率	補助対象経費
自らの６次産業化	県：１／３以内	200 万円～3,000 万円

(4)　補助上限額：

上表のとおり

(5)　そ　の　他：

詳細は、別途公表する補助金交付要綱等を参照ください。

5　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年度の募集は締め切りました。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：県ホームページからダウンロード

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

6　問 合 せ 先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2)　**担 当（係）名**：販路開拓・食ビジネス推進担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０―３０２９

【総合支庁】

(1) 機　　関　　名：各総合支庁

(2) 電 話 番 号：村山総合支庁地域産業経済課　０２３－６２１－８４３２
最上総合支庁地域産業経済課　０２３３－２９－１３０７
置賜総合支庁地域産業経済課　０２３８－２６－６０４２
庄内総合支庁農業振興課　　　０２３５－６６－５５２１

農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

１　**対象品目・分野**　　○その他（６次産業化、食品加工）

２　**事 業 概 要**

農林漁業者の組織する団体等が、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む場合に必要となる、農林水産物の加工・流通・販売施設・地域間交流点の整備、及び農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組みに対して支援します。

３　**利用対象者**

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合、ＮＰＯ法人

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

○　６次産業化・地産地消法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法の事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者。

○　都道府県（市町村）戦略に基づく事業を実施する農林漁業者の組織する団体又は中小企業。

○　民間金融機関又は日本政策金融公庫等から資金の貸付を受けて事業を実施すること

(2)　**対 象 経 費**：

○　農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画に従って行う取組み
農林水産物の加工・流通・販売等のために必要な施設、総合化事業又は農商工等連携事業の取組みに不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等に係る経費

○　農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画に従って行う取組み
食品等の加工・販売のために必要な施設に係る経費

○　農林漁業者の組織する団体及び中小企業者が都道府県（市町村）戦略に基づいて実施する取組み
地域資源を活用して付加価値を創造する事業に係る経費

(3)　**補　助　率**：３／10以内
ただし、地域別農業振興計画に基づき具体的な目標値を設定して取り組む事業、市町村戦略に基づく取組等については１／２以内

(4)　**補助上限額**：１億円
交付金額は以下①～③の最も低い額
①　事業費×交付率　②融資額　③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

５　募 集 期 間
　⑴　**募集期間**：令和７年度の募集は締め切りました。
　⑵　**申請書類（様式）の入手先**：県から電子メールにて提供
　⑶　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　問 合 せ 先
　⑴　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
　⑵　**担 当（係）名**：販路開拓・食ビジネス推進担当
　⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０―３０２９

農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

１　対象品目・分野
〇その他（６次産業化、販売）

２　事 業 概 要
　農林水産物の販路拡大を目的として行う、ＥＣモールへの出店に対し支援を行います。

３　利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産業協同組合

４　支 援 内 容
(1)　補 助 要 件：
県産農林水産物をオンラインで販売するため、ＥＣモールに出店すること。
(2)　対 象 経 費：
ＥＣモールへの出店にかかる経費（ＥＣモールに構築するページの制作委託費を含む。）
(3)　補　助　率：１／２以内
(4)　補助上限額：85千円

５　募 集 期 間
(1)　募集期間：令和７年度の募集は締め切りました。
(2)　申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
(3)　申込み先：公益財団法人　やまがた農業支援センター【委託先】
（〒990-0041　山形市緑町一丁目９番30号　　TEL：023-673-9888）

６　問 合 せ 先
(1)　機関名・課名：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
(2)　担 当（係）名：農産物流通販売推進担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２２２１

山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○その他（６次産業化、食品加工）

２　**事 業 概 要**

農林漁業者や食料品製造業者等が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

３　**利用対象者**

県内に主たる事業所等を有し、以下のア～エに該当する者（ただし、過去３年間に２回以上交付決定を受けた者を除く）

ア　農林漁業者
イ　アまたはアの委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者
ウ　ア、イのいずれかと連携する販売業者（卸売業者及び小売業者）

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**

①　原材料に県産農林水産物（県産米粉含）を使用すること（農林漁業者にあっては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）
②　商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
③　農林漁業者の場合は、事業完了３年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
④　食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の３年目の販売額が２年目の販売額と比較し1.2倍以上になること
⑤　商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
⑥　開発する商品の製造・販売に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をしていること
⑦　持続可能社会の実現に向けて、次のいずれかを満たす場合は優先的に採択する。
ア　環境保全型農業により生産された県内農産物を使用すること
イ　食品ロスや包装資材など廃棄物の削減につながること

(2)　**対 象 経 費**

会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費

(3)　**補　助　率**：１／２以内

(4)　**補助上限額**：50万円（パッケージ改良のみの場合は20万円）

(5)　**その他**：

詳細は、令和７年度交付要綱及び公募要領を参照のこと

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：令和７年度の募集は締め切りました。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：山形県ホームページからのダウンロード
(3)　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
(2)　**担 当（係）名**：販路開拓・食ビジネス推進担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３１９２

農山漁村振興交付金　地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）（地域資源活用・地域連携推進支援事業）

１　対象品目・分野　　〇その他（６次産業化）

２　事 業 概 要

下記５つの取組みについて支援をします。
①２次・３次産業と連携した加工・直売の推進
②新商品開発・販路開拓の実施
③直売所の売上向上に向けた多様な取組
④多様な地域資源を新分野で活用する取組
⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業集落、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、一般の事業者、ＮＰＯ法人、水産加工・流通業者

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 地域要件

特定農山村地域、振興山村、過疎地域、特別豪雪地帯、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域、農業振興地域　等

○ 事業実施主体

事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特任団体である場合は、多様な事業者による連携体制を構築済みであること又は構築が見込まれ、連携体制には事業実施主体を含む３者以上を構成員とし、農林漁業者を必ず含むこと。　等

(2)　対 象 経 費：

①２次・３次産業と連携した加工・直売の推進
調査・検討、成分分析、実需者評価会実施　等に係る経費
②新商品開発・販路開拓の実施
新商品試作、パッケージデザイン開発、成分分析、販路開拓（試食会・試験販売・商談会出展等）等に係る経費
③直売所の売上向上に向けた多様な取組
検討会・研修会開催、新商品開発、消費者評価会実施、イベント実施、効率的な集出荷システム構築の実証　等に係る経費
④多様な地域資源を新分野で活用する取組
経営戦略の策定、事業実施体制の構築、ワークショップ等を通じたビジネスアイディアの創出、新事業・サービスの展開　等に係る経費

⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造方法の確立、新商品等の試験販売、販路開拓　等に係る経費
※①～④については、事業の実施と合わせて取組みに必要な簡易な施設の整備が可能

(3)　**補　助　率**：①～④については１／２（上限500万円）
⑤については定額（上限500万円）
※①～④と⑤を併せて行う場合は総額で500万円を超えない額

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年度の募集は締め切りました。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：県から電子メールにて提供
(3)　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課
(2)　**担当(係)名**：販路開拓・食ビジネス推進担当
(3)　**電話番号**：０２３－６３０－３０２９

そば安定生産等対策事業費補助金

１　**対象品目・分野**　○水田・畑作

２　**事 業 概 要**

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

３　**利用対象者**

○　農業を営む法人
○　営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
○　農業協同組合
○　事業協同組合
○　地方公共団体

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

①湿害対策技術の導入
　収量の増加
②複数年契約取引
・そばの複数年契約取引先を１者以上増加
・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を 2.0 ポイント以上増加
③国産そばの新規需要拡大
・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
・国産そばを活用した新商品を１つ以上開発

(2)　**対象経費及び補助率等**：

・(1)の①の経費
ア　技術講習会・栽培実証等：補助率10／10以内（補助金の上限：300万）
イ　湿害対策技術の導入：2,000円／10ａ
ウ　湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：１／２以内（補助金の上限：1,000万円／台）
・(1)の②の経費
1,000円／10ａ（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
・(1)の③の経費
補助率１／２以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・ＰＲ）

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。）
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部県産米戦略推進課

(2)　**担当（係）名**：作物振興担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２３１６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

(2)　**担当（係）名**：農産振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、
農産園芸担当（庄内）

(3)　**電話番号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１５
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

畜産生産持続強化支援事業費補助金（ソフト支援）

１　対象品目・分野　　○畜産

２　事 業 概 要

　営農集団や法人経営体等が行う生産性向上のための技術開発・研修、畜産物の販路開拓活動等に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、
その他の企業・団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取組
みであること。

(2)　対 象 経 費：畜産物の技術開発経費、加工技術研修会への参加費、
販路開拓活動費　等

(3)　補　助　率：１/３以内

(4)　補助上限額：32万円（96万円×１/３）

(5)　そ　の　他：市町村と協調補助の場合は１/12を上限に上乗せ
※県が５/12、市町村が１/12を補助した場合、合計の補助率は１/２となります。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（完了）：令和７年度の募集は終了しております。

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課又は各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：最寄りの市町村農林主務課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担 当（係）名：畜産振興担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８１４５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１８
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５３
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５０４

農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○その他（流通）

２　**事 業 概 要**

輸出産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。）の形成を進めるに当たり、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・管理体制を構築するための輸出事業計画の策定、当該計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の支援を行います。

３　**利用対象者**

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、その他法人 等

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

○　事業実施者は、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。

○　事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。）の所得向上効果を記載し、その検証に応じることができる者であること。　等

(2)　**対 象 経 費**：

○　輸出事業計画の策定に必要な取組み、輸出産地形成の実現に必要な取組み等

(3)　**補　助　率**：

○　１年度目：１／２以内、２年度目：１／３以内、３年度目：１／４以内

（補助対象経費 200 万円以下）

(4)　**補助上限額**：(3)補助率により算定した額

(5)　**そ　の　他（補助を受けられる期間について）**：

同一品目で補助を受けられる期間は最長３年間

※　これまでに山形県グローバル産地形成支援事業費補助金の交付実績のある事業者は対象外とする。

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：令和７年４月中旬から５月下旬まで（予定）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：山形県ホームページ

(3)　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2)　**担 当（係）名**：輸出推進係

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５６０

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）

1　対象品目・分野　　○その他（食育）

2　事 業 概 要

第４次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林水産省関連の目標達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産農産物の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援します。

3　利用対象者

市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）及び特認団体

4　支 援 内 容

(1)　対 象 経 費：

①食育推進検討会の開催
- ○ 食育推進検討会の開催費（委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料等）
- ○ 地域の食育関係情報整備（調査票・資料印刷費、調査員手当・旅費等）
- ○ 教材作成費（教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費等）

②食育推進リーダーの育成及び活動の促進
- ○ 食育推進リーダー養成講習会等の開催（講師謝金・旅費、会場借料等）

③食文化の保護・継承のための取組支援
- ○ 調理講習会等の開催（講師謝金・旅費、食材費（調理体験の教材等）、会場借料等）

④農林漁業体験の機会の提供
- ○ 教育ファーム検討委員会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ○ 農林漁業体験の機会の提供費（体験ほ場の借地料、指導者謝金、生産資材費等）
- ○ コーディネートの実施費（賃金（運営補助）、会場借料、貸し切りバス借料等）

⑤和食給食の普及
- ○ 献立の開発費（調理師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
- ○ 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費等）

⑥学校給食における地場産物活用の促進
- ○ 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
- ○ 生産者とのマッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）
- ○ 献立の開発及び試食会費（調理士及び講師謝金・旅費、会場借料、食材費等）
- ○ 食育授業費（講師謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、食材費、役務費等）

⑦共食の場における食育活動
- ○ ニーズ調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、通信運搬費等）
- ○ 生産者とのマッチング調査・調整費（調査員手当・旅費、資料印刷費等）
- ○ マッチング交流会開催費（講師謝金・旅費、会場借料、貸し切りバス借料等）

　○ 共食の場の提供費（講師謝金・旅費、会場借料、食材費、資料印刷費等）
⑧環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
　○ 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
　○ 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費
　　（講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費等）
⑨食品ロスの削減に向けた取組
　○ 意識調査費（調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費等）
　○ 食品ロス削減検討会・セミナー開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
⑩課題解決に向けたシンポジウム等の開催
　○ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費（講師謝金・旅費、会場借料等）
　○ アンケート調査費（調査票・資料印刷費、役務費、通信運搬費等）
　※⑩については、①～⑨の取組と併せて行うこととする。

(2)　補　助　率：１／２以内

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年度当初の募集は締め切りました。
　ただし、御相談は随時受け付けます。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：下記へお問い合わせください。

(3)　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　問 合 せ 先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

(2)　**担 当（係）名**：米粉・食品産業支援担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３０７６

農山漁村振興交付金
（地域資源活用・地域連携サポート事業）

１　**対象品目・分野**　　○その他（６次産業化）

２　**事 業 概 要**

市町村に行政、農林漁業者、商工業者、金融機関等の関係機関で構成する地域資源活用・地産地消推進協議会を設置し、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出（以下、「地域資源活用価値創出」という。）に関する戦略を策定（更新）する取組みや、戦略に基づく交流会等の取組み、地域資源活用価値創出に取り組む人材を育成する研修会の開催を支援します。

３　**利用対象者**：地方公共団体

４　**支 援 内 容**

⑴　**補 助 要 件**：交流会・人材育成研修会等の開催については戦略策定市町村

⑵　**対 象 経 費**：

地域資源活用価値創出に関する戦略の策定及び人材育成研修会の開催に必要な経費

（地域資源活用・地産地消推進協議会開催費、交流会開催費、人材育成研修会開催費）

⑶　**補　助　率**：定額（10／10以内）

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：令和７年度の募集は締め切りました。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：県から電子メールにて提供

⑶　**申込み先**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

６　**問 合 せ 先**

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課

⑵　**担 当（係）名**：販路開拓・食ビジネス推進担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３０２９

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

　地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

４　支 援 内 容

(1)　主な補助要件：

①収益性向上対策

　以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

○ 生産コストの10％以上の削減　　○ 販売額の10％以上の増加

○ 契約販売の割合の10％以上増加かつ契約販売の割合50％以上

○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10％以上の増加　○ 労働生産性の10％以上の向上

○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10％以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50％以上 等

②生産基盤強化対策

○ 継承者が継承５年後も営農を継続することが確実と見込まれること

○ 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること

　上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加　　・生産コストの低減

・労働生産性の向上　　・契約栽培率の増加

(2)　対 象 経 費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3)　補　 助　 率：１／２以内

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

(2)　担 当（係）名：米政策推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２３０４

麦・大豆生産技術向上事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築することを目的とし、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援します。

３　利用対象者

○ 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が５名以上であること）
○ 地域農業再生協議会
○ 市町村
○ 補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体

４　支 援 内 容

(1)　主な補助要件：

○ 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする「国産化プラン」が策定されていること
○ 農産局長が定める成果目標の基準を満たしていること
○ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること

(2)　対 象 経 費：

①作付けの団地化推進等生産性向上の推進に向けた取組みに要する経費
②事業実施主体による新たな営農技術等の導入の取組みに要する経費
③事業実施主体による生産拡大に向けた機械・施設の導入等の取組みに要する経費

(3)　補　助　率

・(2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
・(2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術及び新たに導入する面積に応じて支援)
・(2)の③の経費：１／２以内
（導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満のもの）

(4)　補助上限額

・(2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

50ha未満	100万円
50ha以上150ha未満	200万円
150ha以上	300万円

・(2)の②の経費：１万円／10ａ
・(2)の③の経費：導入する機械等ごとに2,500万円

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県庁】

　(1)　**機関名・課名**：農林水産部県産米戦略推進課

　(2)　**担当（係）名**：作物振興担当

　(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２３１６

【総合支庁】

　(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農業振興課

　(2)　**担当（係）名**：農産振興担当（村山）、生産流通担当（最上・置賜）、農産園芸担当（庄内）

　(3)　**電話番号**：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３８５
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３１５
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０５１
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５５２１

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

　競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性の向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　利用対象者

農業を営む法人、農業者が組織する団体、農業協同組合　等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

　収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10％以上の削減
- 販売額又は所得額の10％以上の増加
- 契約栽培の割合の10％以上の増加かつ50％以上の契約割合
- 農産物輸出の取組みについて、
  ①　輸出向け出荷量又は出荷額の10％以上の増加　又は
  ②　総出荷額に占める輸出向け出荷割合５％以上又は年間出荷量10トン以上
- 労働生産性の10％以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10％以上の増加かつ50％以上の利用割合
- 施設エネルギー転換枠の場合、
  ①　省エネ機器の導入面積を産地の50％以上に拡大　又は
  ②　燃油使用量の15％以上の削減

⑵　対 象 経 費：

○　農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
○　高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
○　簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

⑶　補　助　率：１／２以内

５　募 集 期 間

⑴　**募集期間**：随時、相談を受け付けます。
⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

⑴　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課
⑵　**担 当（係）名**：園芸団地推進担当
⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２３１９

園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○園芸

２　**事 業 概 要**

稼げる園芸農業の追求に向け、農業者の収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　**利用対象者**

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等※　さくらんぼの省力化設備導入は、農業を営む個人（販売農家）も対象

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○　生産コスト10%以上削減
○　販売額又は所得額10％以上増加
○　契約栽培割合の10％以上増加かつ50％以上の契約割合
○　販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気候変動対応設備整備のみ）
○　販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）

(2)　**補 助 対 象**：

○　収益性向上対策事業
・　新産地育成事業（資材・機械の導入）
・　農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
・　小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
・　スマート農業技術活用（環境モニタリング、環境制御機器、運搬・防除ロボットの導入）
・　気候変動対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱　等）
○　労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置　等）
○　省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）

(3)　**補　助　率**：

○　１／３又は市町村が交付する金額の２／３のいずれか低い額

(4)　**補助上限額**：

○　収益性向上対策事業：3,000万円
○　労働環境設備整備事業：150万円
○　省力化推進事業：1,000万円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間（完了）**：令和７年度の募集は終了しております。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
(3)　**申込み先**：施設の所在地を管轄する市町村

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部園芸大国推進課

(2)　**担当（係）名**：園芸団地推進担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２４６６

さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

さくらんぼの高温対策に必要な資材・設備等の導入に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

３　利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件 :

収益性向上に係る以下の成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○　販売額又は所得額の増加

(2)　補 助 対 象 :

○　さくらんぼ高温対策資材、設備等

（遮光資材、白色反射シート、散水設備・井戸掘削、選果機、冷房設備・冷蔵庫、無加温ハウス等）

(3)　補　助　率 :

○　１／３又は市町村が交付する金額の２／３のいずれか低い額

(4)　補助上限額 :

○　3,000万円

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（完了）: 令和７年度の募集は終了しております。
(2)　申請書類（様式）の入手先 : 最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
(3)　申込み先 : 施設の所在地を管轄する市町村

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名 : 農林水産部園芸大国推進課
(2)　担 当（係）名 : 園芸団地推進担当
(3)　電 話 番 号 : ０２３－６３０－２４６６

持続できる果樹産地緊急支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○園芸

２　事 業 概 要

果樹生産者の営農継続に向けて、近年価格が高騰しているスピードスプレーヤの更新に対する支援を行います。

３　利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

４　支 援 内 容

⑴　補助要件

①　市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること

②　成果目標（果樹の総販売額又は総所得額の増加）を設定しており、事業実施の翌年度までに当該目標の実現が見込まれること

③　更新前のスピードスプレーヤの使用年数が 10 年以上であること

④　経営主が 65 歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること

⑤　導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること

⑥　農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること

⑵　対象経費

スピードスプレーヤの更新に要する経費

※　本体価格のみとし、運搬経費等を含まない

⑶　補 助 率

１／３〔県：２／９、市町村：１／９〕

５　募 集 期 間

⑴　募集期間（完了）: 令和７年度の募集は終了しております。

⑵　申請書類（様式）の入手先 : 最寄りの市町村

⑶　申込み先 : 最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

⑴　機関名・課名 : 農林水産部園芸大国推進課

⑵　担 当（係）名 : 園芸団地推進担当

⑶　電 話 番 号 : ０２３－６３０－２３１９

強い農業づくり総合支援交付金（水稲・大豆）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作

２　**事 業 概 要**

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

４　**支 援 内 容**

(1)　**主な補助要件**：

○ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が５名以上
○ 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
○ 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
○ 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
○ 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
○ 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
○ 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2)　**対 象 経 費**：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3)　**補　助　率**：１／２以内

※受益者が１経営体に限定される取組み（協業経営体を除く）は補助率３／10以内

(4)　**事業費上限**：

乾燥調製施設	計画処理量１トンにつき56万３千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	米にあっては計画処理量１トンにつき62万５千円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間（予定）**：随時、相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：　農林水産部県産米戦略推進課
(2)　**担 当（係）名**：　米政策推進担当
(3)　**電 話 番 号**：　０２３－６３０－２３０４

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（整備事業）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

　地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備を支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

４　支 援 内 容

⑴　主な補助要件：

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

○ 生産コストの10%以上の削減　　○ 販売額の10%以上の増加

○ 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上

○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加　○ 労働生産性の10%以上の向上

○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

⑵　対 象 経 費：穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備

⑶　補　助　率：

・水稲　乾燥調製施設　　１／３以内（大豆、中山間地等は１／２以内）

　　　　乾燥調製貯蔵施設　１／２以内

⑷　事 業 費 上 限：

乾燥調製施設　　　　計画処理量１トンにつき56万３千円

穀類乾燥調製貯蔵施設　米にあっては計画処理量１トンにつき62万５千円

５　募 集 期 間

⑴　募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

⑵　申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

⑶　申込み先：最寄りの市町村

６　問 合 せ 先

⑴　機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

⑵　担 当（係）名：米政策推進担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２３０４

新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金（水稲・大豆）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作

２　**事 業 概 要**

国庫補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用して地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編整備・合理化を支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

４　**支 援 内 容**

(1)　**主な補助要件**：

○ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が５名以上
○ 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
○ 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
○ 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
○ 再編集約・合理化計画を策定していること
○ 修繕・更新に係る積立計画を策定していること
○ 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

(2)　**対 象 経 費**：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3)　**補　助　率**：１／２以内

(4)　**事業費上限**：

乾燥調製施設　　　　　　計画処理量１トンにつき56万３千円
穀類乾燥調製貯蔵施設　米にあっては計画処理量１トンにつき62万５千円

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間（予定）**：随時、相談を受け付けます。
（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：　農林水産部県産米戦略推進課
(2)　**担当（係）名**：　米政策推進担当
(3)　**電 話 番 号**：　０２３－６３０－２３０４

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作

２　**事 業 概 要**

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化･品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

３　**利用対象者**

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

４　**支 援 内 容**

(1)　**補 助 要 件**：事業費200万円以上、農業者２者以上

(2)　**対 象 経 費**：

○ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3)　**補　助　率**：64％以内（指定地域※は69%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4)　**補助上限額**：(3)補助率により算定した額

(5)　**その他（補助を受けられる期間等について）**：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大３年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大５年

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：各総合支庁農村計画課

６　**問 合 せ 先**

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担 当（係）名**：計画調整担当

(3)　**電　話　番　号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３

地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○その他（農業水利施設）

２　事 業 概 要

団体営造成施設において、機能保全計画に基づき実施する対策工事費の一部を支援します。

３　利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

・地区の受益面積10ha以上

・機能保全計画に基づいて実施するものであること

(2)　対 象 経 費：対策工事費

(3)　補　助　率：64%（６法※指定地域69%）

※過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2)　担 当（係）名：水利施設整備担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４１６

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担 当（係）名：計画調整担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３

土地改良事業調査計画費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸

２　事 業 概 要

県営又は団体営事業として実施する土地改良事業施行予定地区における調査及び事業計画の作成に対して支援します。

３　利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件 ：国庫補助事業の採択基準に該当していること

(2)　対 象 経 費 ：土地改良事業の調査計画に要する経費

(3)　補　助　率：

○ 農地整備事業　40％

○ 防災減災事業　50％

○ その他の事業　60％

(4)　補助上限額：(3)の補助率による額

(5)　そ　の　他（補助を受けられる期間等について）：事業実施期間は概ね３年以内

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付※

※ 調査計画の実施を希望する前年度の８月末日までに申請書を提出

(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担 当（係）名：計画調整担当

(3)　電　話　番　号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３

農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○その他（農業水利施設）

２　事業概要

農業水利施設の老朽化にきめ細かく対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する対策や、施設の機能低下による災害発生を未然に防ぐ対策工事費の一部を支援します。

３　利用対象者

地方公共団体、土地改良区・県土連

４　支援内容

(1)　**補助要件**：
- ○ 長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施される対策工事
- ○ 総事業費200万円以上、受益者２者以上
- ○ 事業期間３年以内（ため池の整備を行う場合は５年以内）

(2)　**対象経費**：対策工事費

(3)　**補助率**：64％（６法※指定地域69％）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4)　**補助上限額**：(3)補助率により算定した額

５　募集期間

(1)　**募集期間**：随時受付

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課

(3)　**申込み先**：各総合支庁農村計画課

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村整備課

(2)　**担当（係）名**：水利担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－２４１６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課

(2)　**担当（係）名**：計画調整担当

(3)　**電話番号**：
村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３

農業集落排水事業費補助金

１　対象品目・分野　　○その他（農業集落排水施設）

２　事 業 概 要
　農業集落排水施設の整備又は改築に要する工事費の一部を支援します。

３　利用対象者
地方公共団体

４　支 援 内 容
(1)　補 助 要 件 ：
○ 受益戸数が概ね20戸以上で末端受益戸数２戸以上
○ 改築の場合は、施設の供用開始後７年以上経過していること
(2)　対 象 経 費 ：農業集落排水施設等の整備又は改築に要する工事費
(3)　補　助　率：50％以内
(4)　補助上限額：(3)の補助率により算定した額

５　募 集 期 間
(1)　募集期間：随時受付
(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
(3)　申 込 み 先 ：各総合支庁農村計画課

６　問合せ先
(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課
(2)　担 当（係）名：計画調整担当
(3)　電　話　番　号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３８８
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５３

緊急農村防災対策事業費補助金

1　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○その他（防災）

2　事業概要

農業水利施設の点検等で確認された施設の異常に起因する災害を防止するための対策工事費の一部を支援します。

3　利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4　支援内容

(1)　補助要件：受益戸数２戸以上、事業費200万円以上

(2)　対象経費：対策工事費

(3)　補　助　率：54％（６法※指定地域59％）

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法

(4)　補助上限額：500万円

5　募集期間

(1)　募集期間：随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

6　問合せ先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2)　担当（係）名：防災担当

(3)　電話番号：０２３－６３０－２４１６

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担当（係）名：地域保全担当

(3)　電話番号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３９４
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４４
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５７１６

農地災害復旧事業費補助金

1　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○その他（災害復旧）

2　事 業 概 要
　異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農地（水田、畑等）の復旧工事費の一部を支援します。

3　利用対象者
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4　支 援 内 容
(1)　補助要件
○　１箇所の工事費が40万円以上
○　異常な天然現象によって被災した農地であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）
(2)　対 象 経 費：復旧工事費
(3)　補　助　率：50％
(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額
(5)　その他（補助率の上乗せについて）：
対象農地の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

5　募 集 期 間
(1)　募集期間：随時受付
(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課
(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

6　問 合 せ 先
【県　庁】
(1)　機関名・課名：農林水産部農村整備課
(2)　担 当（係）名：防災担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２５０１
【総合支庁】
(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課
(2)　担 当（係）名：地域保全担当
(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３９４
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４５
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５７１６

農業用施設災害復旧事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○その他（災害復旧）

２　事 業 概 要

異常な天然現象（豪雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、その他）によって被災した農業用施設（用排水路、ため池、頭首工、揚水機、農業用道路、その他）の復旧工事費の一部を支援します。

３　利用対象者

農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

４　支 援 内 容

(1)補 助 要 件 ：

○　１箇所の工事費が40万円以上

○ 異常な天然現象によって被災した農業用施設であること（雨量、水位、風速等の一定の基準有り）

(2)　対 象 経 費 ：復旧工事費

(3)　補　助　率：65％

(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5)　その他（補助率の上乗せについて）：

対象施設の受益者が負担する額や激甚指定等により、補助率を上乗せする場合有り

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部農村整備課

(2)　担 当（係）名：防災担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２５０１

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担 当（係）名：地域保全担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３９４
最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４５
置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５
庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５７１６

ため池安全施設整備事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○その他（ため池）

２　**事 業 概 要**
　農業用ため池の事故を未然に防止するため、転落防止策等の安全施設や注意喚起看板、万が一転落した際の脱出設備等の新設・更新に係る費用の一部を支援します。

３　**利用対象者**
ため池管理者、地方公共団体、土地改良区

４　**支 援 内 容**
(1)　**補 助 要 件**：１地区の工事費が20万円以上
(2)　**対 象 経 費**：脱出設備（救助ネット・ロープ）、転落防止柵、安全注意喚起看板等の設置
(3)　**補　助　率**：
　市町村・・・71％（６法※指定地域76％）
　※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法、半島振興法
　その他・・・定額

(4)　**補助上限額**：(3)補助率により算定した額

５　**募 集 期 間**
(1)　**募集期間**：随時受付
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：各総合支庁農村計画課
(3)　**申込み先**：各総合支庁農村計画課

６　**問 合 せ 先**
【県　庁】
(1)　**機関名・課名**：農林水産部農村整備課
(2)　**担 当（係）名**：防災担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４１６
【総合支庁】
(1)　**機関名・課名**：各総合支庁農村計画課
(2)　**担 当（係）名**：地域保全担当
(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８３９４
　最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４５
　置賜総合支庁農村計画課　０２３８－３５－９０５５
　庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５７１６

農業基盤整備促進事業費補助金（田んぼダム施設整備）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作

２　事 業 概 要

　気候変動による豪雨災害のリスクが高まっている中、河川への流出抑制対策として水田貯留機能（田んぼダム）の向上が期待されており、この田んぼダムの取組みを実施するにあたって必要となる畦畔補強や水尻設置などの整備に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：事業費200万円以上、受益者が農業者２者以上

(2)　対 象 経 費：

○ 田んぼダムの取組みに必要な畦畔、排水口等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 田んぼダムの取組みに向けた調査・調整等に要する経費（ソフト事業）

(3)　補　助　率：71％以内（指定地域※は76%以内）

※過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4)　補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5)　その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大３年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大５年

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付

(2)　申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3)　申込み先：各総合支庁農村計画課

６　問 合 せ 先

(1)　機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2)　担当（係）名：計画調整担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁農村計画課　０２３－６２１－８２６１

最上総合支庁農村計画課　０２３３－２９－１３４０

置賜総合支庁農村計画課　０２３８－２６－６０５７

庄内総合支庁農村計画課　０２３５－６６－５５５４

農業近代化資金

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　○園芸　○畜産

２　事 業 概 要

意欲ある農業者等が経営改善を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。
農業協同組合、その他の企業・団体・法人

４　支 援 内 容

(1)　資 金 使 途：
- ○ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ○ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ○ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ○ 長期運転資金
- ○ 農村環境整備資金　等

(2)　貸付限度額：
- ○ 農業を営む者・・・個人1,800万円、法人・団体２億円
- ○ 農　　協　　等・・・15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(3)　そ　の　他：
- ○ 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置７年以内）
- ○ 借入金利・・・1.70％（令和７年３月19日現在）
  ※ 認定農業者：1.15％～1.65％
- ○ 融 資 率・・・原則80％以内
  ※ 認定農業者・・・貸付限度額1,800万円（個人）、
  ２億円（法人）まで100％以内
- ○ そ の 他・・・目標地図に位置付けられた者等に対する５年間無利子制度有

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2)　申請書類（様式）の入手先：
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

(3)　申込み先：
最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

６　問合せ先

各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。

(1)　機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2)　担当（係）名：地域農政担当

(3)　電話番号：村山総合支庁農業振興課　０２３－６２１－８３９７
最上総合支庁農業振興課　０２３３－２９－１３２０
置賜総合支庁農業振興課　０２３８－２６－６０４９
庄内総合支庁農業振興課　０２３５－６６－５４９８

青年等就農資金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

認定新規農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ無利子資金の融通（農地の賃借、機械、施設、長期運転資金等）

３　**利用対象者**

農業を営む個人、農業を営む法人

※　認定新規就農者に限ります。

４　**支 援 内 容**

(1)　**資 金 使 途**：

○ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等

○ 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成

○ 農地等の改良、造成、賃借料

○ 長期運転資金　等

(2)　**貸付限度額**：3,700万円（特認１億円）

(3)　**そ　の　他**：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ17年以内（据置５年以内）

○ 借入金利・・・無利子

○ 融 資 率・・・100%以内

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：常設資金のため期間の限定はありません。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3)　**申込み先**：

農業協同組合、銀行、信用金庫

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　**問合せ先**

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　**担 当（係）名**：金融担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３０８８

スーパーＬ資金（農業経営基盤強化資金）

１　対象品目・分野　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　事 業 概 要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※　認定農業者に限ります。

４　支 援 内 容

(1)資 金 使 途：

○ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等

○ 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成

○ 農地等の取得、改良、造成、賃借料

○ 長期運転資金　等

(2)　貸付限度額：個人３億円（特認６億円）、法人・団体10億円（特認20億円）

(3)　そ　の　他：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置10年以内）

○ 借入金利・・・借入期間に応じてに応じて1.15%～1.70%
　　　　　　　　（令和７年３月19日現在）

○ 融 資 率・・・100%以内

○ そ の 他・・・目標地図に位置付けられた者等に対する５年間無利子制度有

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2)　申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3)　申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：金融担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

経営体育成強化資金

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）

３　**利用対象者**

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

４　**支 援 内 容**

(1) **資 金 使 途**：

○ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料

○ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成

○ 農地等の取得、改良、造成、賃借料

○ 長期運転資金　等

(2) **貸付限度額**：個人1.5億円、法人・団体５億円

(3) **そ の 他**：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置３年以内）

○ 借入金利・・・1.70％（令和７年３月19日現在）

○ 融 資 率・・・80％以内

５　**募 集 期 間**

(1) **募集期間**：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) **申請書類（様式）の入手先**：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) **申込み先**：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　**問合せ先**

(1) **機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) **担 当（係）名**：金融担当

(3) **電 話 番 号**：０２３－６３０－３０８８

農業改良資金

１　対象品目・分野　　〇水田・畑作　　〇園芸　　〇畜産

２　事 業 概 要

　農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組み（農業改良措置）を行うための長期かつ無利子資金の融通

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、その他の企業・団体・個人

※　以下の農業者等に限ります。
　　エコファーマー又は農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法若しくは農商工等連携促進法に基づく各種事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

４　支 援 内 容

⑴資 金 使 途：以下を例とする農業改良措置に必要な資金

・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の取得、改良、造成、賃借料
・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
・農地等の取得、改良、造成、賃借料
・長期運転資金　等

⑵　貸付限度額：個人5,000万円、法人・団体１億5,000万円

⑶　そ　の　他：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ12年以内（据置３年以内）
○ 借入金利・・・無利子
○ 融 資 率・・・100％

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

⑵　申請書類（様式）の入手先：
　　最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

⑶　申込み先：
　　最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
⑵　担 当（係）名：金融担当
⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

スーパーＳ資金（農業経営改善促進資金）

１　**対象品目・分野**　　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産

２　**事 業 概 要**

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な短期かつ低利運転資金の融通

３　**利用対象者**

次の①～⑤のすべてを満たす農業者

① 基盤強化法に基づく農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けていること

② 簿記記帳を行っていること（又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること）

③ ①の認定を受けた計画が、短期資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること

④ ③の具体的な内容について認定後すでに実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること

⑤ ①の認定を受けた計画又は資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること

４　**支 援 内 容**

(1)**資 金 使 途**：

以下を例とする計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）

・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
・肉用素畜、中小家畜等の購入費
・営農用施設・機械の修繕費
・地代(賃借料)、
・営農用施設・機械のリース・レンタル料
・市場開拓費、販売促進費等

(2)　**貸付限度額**：

○ 個人・・・500万円（畜産又は施設園芸2,000万円）
○ 法人・・・2,000万円（畜産又は施設園芸8,000万円）

(3)　**その他**

○ 償還期限・・・原則１年以内
○ 借入金利・・・1.20%～1.70%（令和７年４月１日現在）
○ 極度額形式のため、契約上限額以内で常時借入れ・償還が可能

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：常設資金のため期間の限定はありませんが、融資枠に限りがあるため、新規の募集をしていない融資機関もあります。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

(3)　**申込み先**：最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行）

６　問合せ先

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　**担 当（係）名**：金融担当

⑶　**電　話　番　号**：０２３－６３０－３０８８

農林漁業セーフティネット資金

1　対象品目・分野
　○水田・畑作　　○園芸　　○畜産　　○林業　　○水産業　　○その他

2　事 業 概 要
　　経営再建に必要な運転資金の融通
　（災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの）

3　利用対象者
　農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4　支 援 内 容
(1) 資 金 使 途：
　以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金
　・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
　・法令に基づく行政処分（ＢＳＥ、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
　・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2)　貸付限度額：600万円(特認有)

(3)　そ　の　他：
　○ 償還期限・・・10年以内（据置３年以内）
　○ 借入金利・・・1.15％～1.65％（令和７年３月19日現在）

5　募 集 期 間
(1)　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
(2)　申請書類（様式）の入手先：
　最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）
(3)　申込み先：
　最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6　問合せ先
(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2)　担 当（係）名：金融担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

１　支 援 内 容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1)　農林漁業天災対策資金

○ 資金使途　種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金

○ 貸付利率　0.90％（令和７年４月１日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90％引き下げし実質無利子となる。

○ 償還期限　３～６年（据置期間なし）

(2)　災害・経営安定対策資金

○ 資金使途　・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金

○ 貸付利率　(1)に同じ

○ 償還期限　経営安定資金・・・７年以内（うち据置期間１年以内）
施設等復旧資金・・・15 年以内（うち据置期間３年以内）

２　募 集 期 間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

３　問合せ先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2)　担 当（係）名：金融担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

１　対象品目・分野　〇園芸

２　事 業 概 要

原油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者に対し、Ａ重油及び灯油（以下「燃油」という。）の購入にかかる費用の一部を支援します。

３　利用対象者

県内で施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者団体　等

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件：

〇　山形県内で、園芸用施設において野菜類、花き類、果樹類を生産していること

〇　省エネルギー取組計画を作成し、実践すること

⑵　対 象 経 費：園芸用施設の加温に使用する燃油の購入経費

⑶　補　助　率：平均価格（※１）と基準価格（※２）の差額を交付単価とし、月ごとの燃油購入数量に応じて１／２相当額を補助

※１　月ごとの燃油の全国平均価格

※２　過去７年間の全国平均価格のうち最高値１年及び最安値１年を除いた５年の平均価格（Ａ重油88.9円、灯油94.2円）

⑷　補助上限額：なし

⑸　その他：令和７年１月から６月までの期間に購入した燃油を対象とする

５　募 集 期 間

⑴　募集期間（完了）：令和７年１～３月分の募集は終了しております。

４～６月分の募集は終了しております。

⑵　申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード又は市町村・総合支庁窓口

⑶　申込み先：農林水産部園芸大国推進課　野菜花き振興係

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

⑵　担 当（係）名：野菜花き振興係

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－２２８２

荒廃森林緊急整備事業費補助金（人工林整備）（やまがた緑環境税事業）

１　対象品目・分野　　〇林業

２　事 業 概 要

　管理放棄され、荒廃のおそれのある人工林の森林整備（間伐等）を行う場合、国庫補助事業に合わせ、本事業で上乗せして補助します。

３　利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

森林所有者と知事が森林管理に関する協定を結んだ民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

(2)　対 象 経 費：間伐等及びそれに必要な森林作業道の整備に要する経費

(3)　補　助　率：標準経費の32%以内を嵩上げ

(4)　補助上限額：国庫補助事業補助金との合計額が実行経費を上回る場合は、実行経費を上限（森林作業道については、間伐１ha当り100ｍ分の額を上限）

(5)　そ　の　他：国庫補助を受ける場合、本事業も合わせて補助（申請は別途）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：随時（春季から秋季追加まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和７年５月下旬頃に公表済み）

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3)　申込み先：各総合支庁森林整備課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担 当（係）名：里山造林担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１５２

最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３４８

置賜総合支庁森林整備課　０２３８－３５－９０５３

庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２５

森林資源再生事業費補助金（再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

１　対象品目・分野　　○林業

２　事 業 概 要

再造林を行う場合に国庫補助事業に合わせて本事業で上乗せして補助します。

３　利用対象者

林業を営む者（個人、法人)、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

・民有林のうち、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く森林

・国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上の再造林

(2)　対 象 経 費：皆伐後に再造林を行う経費

(3)　補　助　率：標準経費の22％又は24%相当

(4)　補助上限額：標準経費の90％の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

(5)　そ　の　他

国庫補助事業の補助を受ける場合に、本事業も合わせて補助（申請は別途）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間(予定)：随時(春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和７年５月下旬頃に公表済み)

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3)　申込み先：各総合支庁森林整備課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担 当（係）名：里山造林担当

(3)　電　話　番　号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１５２
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３４８
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－３５－９０５３
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２５

森林資源再生事業費補助金（小面積再造林支援）（やまがた緑環境税事業）

１　対象品目・分野　　○林業

２　事 業 概 要

小面積の再造林を行う場合に、苗木購入経費を補助します。

３　利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

○ 次のいずれかに該当する民有林（公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）及び森林整備法人が管理する森林を除く）

①植栽面積が0.05ha以上0.1ha未満

②国庫補助事業（花粉発生源対策促進事業を除く）で行う0.1ha以上1.0ha未満の再造林

(2)　対 象 経 費：皆伐後に再造林を行うための苗木購入経費（他事業で補助を受けた分相当を除く。）

(3)　補　助　率：（1）①の場合：苗木購入経費の100％以内

（1）②の場合：標準経費の34%相当

(4)　補助上限額：（1）①の場合：樹種毎に上限あり、令和７年５月下旬頃に公表済み

（1）②の場合：標準経費の70％の額から国庫補助事業補助金額を差し引いた額を上限

５　募 集 期 間

(1)　募集期間（予定）：随時（春季から秋季まで申請期日を設けており、具体的な期日については、令和７年５月下旬頃に公表済み）

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課

(3)　申込み先：各総合支庁森林整備課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担当（係）名：里山造林担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１５２

最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３４８

置賜総合支庁森林整備課　０２３８－３５－９０５３

庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２５

林業・木材産業循環成長対策事業費補助金（森林整備地域活動支援対策）

１　対象品目・分野　　〇林業

２　事 業 概 要

集約化施業による搬出間伐などの取組を積極的に促進するため、森林所有者及び林業事業体等による森林経営計画の作成のための合意形成や森林境界の明確化、及びこれらを進める上で必要となる既存路網の簡易な改良を支援します。

３　利用対象者

林業を営む者、森林所有者、森林組合、市町村等

４　支 援 内 容

〇森林経営計画の作成促進

(1)　対 象 経 費：森林経営計画の作成に必要な活動等に要する経費
(2)　補　助　率：定額
(3)　補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

〇森林境界の明確化

(1)　対 象 経 費：森林境界の確認に必要な活動等に要する経費
(2)　補　助　率：定額
(3)　補助上限額：対象となる活動ごとに設定あり

〇森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備

(1)　対 象 経 費：作業路網の簡易な改良に要する経費
(2)　補　助　率：定額
(3)　補助上限額：40,000円／ha

※補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度分の募集は終了しました。
※令和８年度分は令和７年５月以降に募集します。
(2)　申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当
(3)　申込み先：各市町村林務担当

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課
(2)　担 当（係）名：普及担当
(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８２８６
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６５
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５３４

林業・木材産業循環成長対策事業費補助金

１　対象品目・分野　　〇林業

２　事 業 概 要

林業・木材産業の成長産業化を図るため、高性能林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

３　利用対象者

林業を営む法人、森林組合等、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体、市町村

４　支 援 内 容

〇高性能林業機械等の整備

(1)　対 象 経 費：高性能林業機械の導入に要する経費

(2)　補　助　率：１／３以内（スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダについては４／１０以内）

(3)　補助上限額：機械ごとに設定あり

〇木材加工流通施設等の整備

(1)　対 象 経 費：木材加工流通施設の整備に要する経費

(2)　補　助　率：１／２以内（原木輸送用トラックの導入にあたっては、１／３以内）

(3)　補助上限額：施設ごと設定あり

※その他、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、特用林産振興施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設等の整備、なお、補助内容や詳細については、最寄りの総合支庁森林整備課へお問い合わせください。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度導入分の募集は終了しました。
※令和８年度導入分は令和７年７月以降に募集します。

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各市町村林務担当又は各総合支庁森林整備課

(3)　申込み先：各市町村林務担当

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担 当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁森林整備課は木材流通対策担当）

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１９１
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６３
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２７

山の幸振興対策支援事業費補助金

１　**品目・分野**　　○林業　　○その他

２　**事 業 概 要**

特用林産物の生産振興を図るため、生産拡大、付加価値向上及び生産工程改善につながる施設・設備の整備等を支援します。

３　**利用対象者**

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農林家で組織する団体、農林業法人、地方公共団体等の出資する法人

４　**支 援 内 容**

⑴　**対 象 経 費**：特用林産物の生産施設等の整備を支援

⑵　**補　助　率**：県１／６以内、市町村１／６以上

⑶　**補助上限額**：30万円以上～概ね300万円（事業費）

⑷　**その他（協調補助等について）**

市町村長を経由して補助する市町村との協調補助。

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：最寄りの総合支庁へお問い合わせください。

⑵　**申請書類（様式）の入手方法**：最寄りの市町村

⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

【県　庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部　森林ノミクス推進課

⑵　**担 当（係）名**：林産振興担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５２６

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁森林整備課

⑵　**担 当（係）名**：普及担当

⑶　**電 話 番 号**：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８２８５
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６５
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５３４

特用林産施設体制整備事業費補助金

１　対象品目・分野　　○林業　　○その他

２　事 業 概 要

東日本大震災による被災地等の一刻も早い復興のために、県内きのこ生産者への生産資材の安定供給を図るため、特用林産施設における生産・供給体制の整備に必要な生産資材導入などに対し支援を行います。

３　利用対象者

森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等で組織する団体、地方公共団体等の出資する法人

４　支 援 内 容

(1)　**補 助 要 件**：受益戸数原則５戸以上

(2)　**対 象 経 費**：原木・菌床きのこ生産資材の導入

(3)　**補　助　率**：１／３以内（原木）、１／４以内（菌床）

(4)　**そ　の　他**

・山形県における菌床きのこ生産資材導入については、出荷制限等市町村及びその隣接市町村が補助対象

・対象地域における復興に資する事業であること

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年度の募集は終了しました。

(2)　**申請書類（様式）の入手方法**：各総合支庁森林整備課

(3)　**申込み先**：各総合支庁森林整備課

６　問合せ先

【県　庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部　森林ノミクス推進課

(2)　**担当（係）名**：林産振興担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５２６

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：各総合支庁森林整備課

(2)　**担当（係）名**：普及担当

(3)　**電 話 番 号**：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８２８５
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６５
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５３４

森林資源循環利用促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

１　対象品目・分野　　〇林業

２　事 業 概 要

民有林で発生する間伐材等を、集成材用ラミナ、合板用材及び木質バイオマス燃料用のチップ、ペレット用材として、加工工場等との出荷に関する協定等に基づき出荷するものについて、運搬経費等を補助します。

３　利用対象者

森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連業者等の組織する団体（製材業者、合板製造業者等の組織する事業協同組合等)、その他知事が認める団体

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

・伐採した木材を量的なまとまりをもってカスケード利用を行い、加工工場との協定に基づいて出荷を行う事業体

・民有林で発生する間伐材等（ただし、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林)、森林整備法人が管理する森林を除く）

１）ラミナ等利用促進事業

間伐材をラミナ、合板等の加工工場に出荷

２）バイオマス燃料利用促進事業

①　間伐材を熱利用目的の燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

②　間伐材をバイオマス発電用チップ加工工場等に出荷

③　森林経営計画に基づく伐採により生じた林地残材等の低質材を、燃料用チップ、ペレット加工工場等に出荷

(2)　対 象 経 費：間伐材等の木材加工工場への搬出、運搬に要する経費

(3)　補　助　率：定額（間伐材等の搬出・運搬経費とその売払価格の差額の内数）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間(予定)：随時(具体的な期日については、令和７年５月下旬頃に公表済み)

(2)　申請書類（様式）の入手方法：農林水産部森林ノミクス推進課

(3)　申込み先：農林水産部森林ノミクス推進課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：農林水産部森林ノミクス推進課

(2)　担 当（係）名：森林整備・再造林推進担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３２１７

広葉樹林健全化促進事業費補助金（やまがた緑環境税事業）

１　対象品目・分野　　○林業

２　事 業 概 要
　ナラ枯れ被害木等を含む広葉樹を皆伐し天然更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用する取組みを支援します。

３　利用対象者
林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体

４　支 援 内 容
(1)　補 助 要 件
・ナラ枯れ被害が発生し、今後被害拡大の恐れがある森林であること
・ha当たり25ｍ以上の搬出路が必要な条件不利地であること
・５ha以下の皆伐をし、伐採木を全て搬出利用すること
・ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン等により実施すること
(2)　対 象 経 費：伐採木の搬出利用
(3)　補　 助 　率：定額1,000円/㎥以内

５　募 集 期 間
(1)　募集期間：令和７年４月上旬～
（募集は年間を通じて行いますが、予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）
(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
(3)　申込み先：各総合支庁森林整備課

６　問合せ先
(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課
(2)　電 話 番 号：
村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１５２（里山造林担当）
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３４７（普及担当）
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－３５－９０５３（里山造林担当）
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５３７（普及担当）

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（一般住宅）

１　対象品目・分野　　○林業　　○その他

２　事 業 概 要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上※使用した新築住宅の施主に対し補助します。

※基準値（㎥）は延べ床面積（㎡）×0.1（㎥/㎡）で算出された数値

３　利用対象者

県内に県産木材を使用した新築住宅を建設する施主

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件

○自ら居住するため、山形県内に住宅を新築する方。

○令和８年３月31日までに実績報告書を提出すること。

○住宅に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が住宅の延べ床面積１平方メートルにつき0.1㎥を乗じて算出した数量以上であること。

(2)　補　助　率：定額25万円

(3)　そ　の　他

・県土整備部所管の「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」や県土整備部環境エネルギー部所管の「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」との併用は不可。

・予算の範囲内（160棟分）で、先着順に受け付けとなります。

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：令和７年度４月１日～

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
又は県ホームページからダウンロード

(3)　申込み先：新築住宅建設地を所管する総合支庁森林整備課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担 当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１９１
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６３
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２７

県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金（民間施設）

１　対象品目・分野　　○林業　　○その他

２　事 業 概 要

「やまがたの木」認証制度により産地証明された県産木材を基準値以上※使用した民間施設（店舗等）の施主に対し補助します。

※基準値（㎥）は延べ床面積（㎡）×0.1（㎥/㎡）で算出された数値

県産木材のうち10％以上を県産JAS製品とすること

３　利用対象者

県内に県産木材を使用した新築民間施設を建設する施主

４　支 援 内 容

⑴　補 助 要 件

○自ら運営するため、山形県内に民間施設を新築する方。

○令和８年３月31日までに実績報告書を提出すること。

○民間施設に使用する県産木材（「やまがたの木」認証材（集成材、合板等を含む））の数量が施設の延べ床面積１㎡につき0.1㎥を乗じて算出した数量以上であること。なお、使用する県産木材の数量には外構施設（木塀等）も含むことができる。

⑵　補　助　率：20,000円／㎥×県産木材使用量（上限50万円／棟）
やまがた木造設計マイスター又は国等が実施した同様の研修を受講した者が設計に携わった場合は10万円を加算

⑶　そ　の　他：予算の範囲内で、先着順に受け付けとなります。

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：令和７年４月１日～

⑵　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁森林整備課
又は県ホームページからダウンロード

⑶　申込み先：民間施設の建設地を所管する総合支庁森林整備課

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

⑵　担当（係）名：林政企画担当（最上総合支庁は木材流通対策担当）

⑶　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１９１
最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６３
庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２７

やまがたの木まちづくり推進事業費補助金

１　対象品目・分野

○林業　　○その他

２　事 業 概 要

　木の溢れる暮らし実現に向け、県民が利用する展示効果の高い民間施設において内装等の木質化を行う経費の一部を助成する。

３　利用対象者

県内の法人・団体

４　支 援 内 容

(1)　**対 象 経 費**：内装等の木質化に係る工事費
(2)　**補　助　率**：１／２
(3)　**補助上限額**：200万円

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間（予定）**：令和７年４月～
（予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。）
(2)　**申請書類（様式）の入手方法**：県ホームページからダウンロードできます。
(3)　**申込み先**：農林水産部　森林ノミクス推進課

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部　森林ノミクス推進課
(2)　**担 当（係）名**：森林利用・林工連携担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５２７

高性能林業機械トライアル支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　　○林業

２　**事 業 概 要**

意欲と能力のある林業経営者の育成と低コスト作業システムの普及による生産性向上を図るため、高性能林業機械のトライアル使用の経費を支援します。

３　**利用対象者**

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等

４　**支 援 内 容**

(1)　**補助要件**

ア　**対象事業体**

・県内に主たる営業所又は住所を有する者

・効率的かつ低コストな作業システムの確立に取組む者又は県が定める「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」への登録を目指す者

・その他、指定する目標を達成することを計画する者

イ　**対象機械**

・フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ、その他２つ以上の機能をもつ高性能林業機械

ウ　**その他の要件**

・１台あたりのレンタル期間は、１～３か月程度

・１事業体あたり、原則２台を上限とする。

(2)　**対 象 経 費**：高性能林業機械のレンタル経費

(3)　**補　助　率**：対象経費の１／３以内　（要件を満たす場合は１／２以内）

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間（予定）**：令和７年４月～５月頃

(2)　**申請書類（様式）の入手方法**：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(3)　**申込み先**：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

６　**問合せ先**

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部 森林ノミクス推進課

(2)　**担当（係）名**：林産振興担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３―６３０－２５２８

【申込み先】

(1)　**機関名・課名**：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(2)　**担当（係）名**：山形県労働力確保支援センター

(3)　**電 話 番 号**：０２３―６６６－６３４８

林業・木材産業改善資金

１　対象品目・分野　　○林業

２　事 業 概 要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進するための無利子資金

３　利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、
木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

４　支 援 内 容

(1)　資金使途

事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組み等を行うため、以下の事業を導入するのに必要な資金

・新たな林業部門の経営の開始
・新たな木材産業部門の経営の開始
・林産物の新たな生産方式の導入
・林産物の新たな販売方式の導入
・林業労働に係る安全衛生施設の導入
・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

(2)　貸付限度額

・林業　個人1,500万円、法人3,000万円、団体5,000万円
・木材産業　１億円

(3)　そ　の　他

・償還期限：10年以内（据置３年以内）
　　　　　　最長12年以内（据置５年以内）の特例あり
・借入金利：無利子
・独立行政法人農林漁業信用基金または山形県信用保証協会の債務保証が必要

５　募 集 期 間:

(1)　募集期間（予定）:

常設資金のため、期間の限定はありませんが、希望される貸付金交付日（※）の２か月前までにご相談、申請願います。
（※貸付金交付日６月１日から翌年３月１日まで）

(2)　申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3)　申込み先：各総合支庁の森林整備課

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2)　担 当（係）名：林政企画担当

(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１９１
　　　　　　　　　最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
　　　　　　　　　置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６３
　　　　　　　　　庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２７

木材産業等高度化推進資金

１　**対象品目・分野**　　○林業

２　**事 業 概 要**

木材の生産及び流通の円滑化、効率的・安定的な林業経営の育成を目的とした低利の運転資金

３　**利用対象者**

林業を営む者（個人、法人)、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

４　**支 援 内 容**

⑴ **資金使途**

以下のメニューに該当する運転資金

- ・素材生産等促進資金
- ・新規需要創出資金
- ・木材高度加工資金
- ・林業経営高度化推進資金
- ・伐採・造林一貫作業推進資金
- ・木材安定供給資金

⑵　**貸付限度額**

- ・各指定金融機関における融資枠の範囲内

⑶　**そ　の　他**

- ・償還期限：１年以内
- ・借入金利：1.30％～2.00％
- ・資金の利用には「合理化計画」の認定が必要

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間（予定）**：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、合理化計画の認定が必要となるため、借入希望日の２か月前までご相談、申請願います。

⑵　**申請書類（様式）の入手方法**：各総合支庁の森林整備課

⑶　**申込み先**：指定金融機関

（商工中金、農林中金、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行)

６　**問合せ先**

⑴　**機関名・課名**：各総合支庁森林整備課

⑵　**担 当（係）名**：林政企画担当

⑶　**電 話 番 号**：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８１９１

最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１

置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６３

庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５２７

農林漁業セーフティネット資金

１　対象品目・分野

○水田・畑作　　○園芸　　○畜産　　○林業　　○水産業　　○その他

２　事 業 概 要

経営再建に必要な運転資金の融通

（災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの）

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

４　支 援 内 容

⑴資 金 使 途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害

・法令に基づく行政処分（ＢＳＥ、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）

・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

⑵　貸付限度額：600万円(特認有)

⑶　そ　の　他：

○ 償還期限・・・10年以内（据置３年以内）

○ 借入金利・・・1.15％～1.65％（令和７年３月19日現在）

５　募 集 期 間

⑴　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

⑵　申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

⑶　申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　問合せ先

⑴　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

⑵　担 当（係）名：金融担当

⑶　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

１　支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1)　農林漁業天災対策資金

○ 資金使途　種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金

○ 貸付利率　0.90％（令和７年４月１日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90％引き下げし実質無利子となる。

○ 償還期限　３～６年（据置期間なし）

(2)　災害・経営安定対策資金

○ 資金使途　・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金

○ 貸付利率　(1)に同じ

○ 償還期限　経営安定資金・・・７年以内（うち据置期間１年以内）
施設等復旧資金・・・15 年以内（うち据置期間３年以内）

２　募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

３　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　**担当（係）名**：金融担当

(3)　**電話番号**：０２３－６３０－３０８８

きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業費補助金

１　対象品目・分野
　○林業　　○その他

２　事 業 概 要
　燃油価格高騰により、きのこの生産に係る生産経費（光熱費）が上昇していることから、きのこ生産者の経営の安定を図るため、掛かり増し経費に対し支援を行います。

３　利用対象者
　山形県内できのこの生産を行う、農業協同組合、きのこの生産を行う法人、きのこ生産者が組織する団体

４　支 援 内 容
(1)　補 助 要 件：１補助事業者あたりの令和６年次（令和６年１月～12月）の栽培きのこの出荷量の合計が20ｔ以上であること。
(2)　補　助　率：定額（4.60円／kg×「令和７年７月～９月の出荷実績（kg）」）
(3)　補助上限額：「(2)補助率」により算定した額

５　募 集 期 間
(1)　募集期間（予定）：８～９月に要望調査を実施（申請は令和７年11月中旬まで）
(2)　申請書類（様式）の入手方法：補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁森林整備課
(3)　申込み先：補助事業者が所在する市町村を所管する総合支庁森林整備課

６　問合せ先
(1)　機関名・課名：各総合支庁森林整備課
(2)　担 当（係）名：普及担当
(3)　電 話 番 号：村山総合支庁森林整備課　０２３－６２１－８２８５
　最上総合支庁森林整備課　０２３３－２９－１３５１
　置賜総合支庁森林整備課　０２３８－２６－６０６５
　庄内総合支庁森林整備課　０２３５－６６－５５３７

森林サービス産業創出事業費補助金

１　品目・分野　　○林業　　○その他

２　事 業 概 要

森林資源のひとつである森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する森林サービス産業の創出のため、県内の森林空間を活用した体験型のプログラム等を実施するための環境整備やツアー等への助成を行う。

３　利用対象者

森林空間を活用して健康、観光、教育等の多様な分野の体験事業を行おうとする県内の法人・団体

４　支 援 内 容

○体験等コンテンツ整備事業

(1)　対 象 経 費：体験型のプログラム等を実施するための環境整備に要する経費
(2)　補　助　率：１／２
(3)　補助上限額：20万円

○体験型ツアー等実施事業

(1)　対 象 経 費：森林空間を活用した体験を主としたツアーやイベント等を企画し、実施するために要する経費
(2)　補　助　率：１／２
(3)　補助上限額：30万円

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年４月～
(2)　**申請書類（様式）の入手方法**：県ホームページからダウンロードできます。
(3)　**申込み先**：農林水産部　森林ノミクス推進課

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部　森林ノミクス推進課
(2)　**担 当（係）名**：森林利用・林工連携担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２５２８

次世代水産人材創出支援事業費補助金
（漁業就業者スタートアップ事業（漁業体験補助））

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要
　山形県の漁業に興味を持ち、県内での漁業研修体験に参加される方に対し、体験時の宿泊費を支援します。

３　利用対象者
漁業研修体験参加者

４　支 援 内 容
(1)　補 助 要 件：庄内地方在住ではない方の宿泊を伴う漁業研修体験
(2)　対 象 経 費：体験期間中の宿泊費の一部
(3)　補　助　率：定額
(4)　補助上限額：体験期間中の宿泊費のうち、１泊につき3,000円まで
(5)　そ　の　他：
○ 居住地が体験地から200km以上の方は体験期間の前・後泊まで補助対象
○ 居住地が体験地から200km以下の方は体験期間に加えて前泊のみ補助対象

５　募 集 期 間
(1)　募集期間：随時受付中（体験期間、時期については問合せ先と別途調整）
(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
(3)　申込み先：庄内総合支庁水産振興課

６　問 合 せ 先
【総合支庁】
(1)　機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
(2)　担 当（係）名：振興普及担当
(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－６０４５

次世代水産人材創出支援事業費補助金
（次世代水産人材就業準備サポート事業（転居・家賃支援））

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要

新たに漁業研修（準備研修・長期研修）を受講される方の研修準備に関する費用、研修時の生活を支援します。

３　利用対象者

漁業就業希望者

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

漁業就業への技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）で、漁業準備研修・長期研修を受講予定の方

(2)　対 象 経 費：

○ 漁業研修のための転居費用

○ 研修を受講している間の家賃

(3)　補　助　率：定額

(4)　補助上限額：

○ 転居費用：最大10万円（うち県１／２、市町村１／２）

○ 家賃補助：２万円／月（うち県１／２、市町村１／２）

(5)　そ の 他：

○ 転居費用：研修開始時１回のみ

○ 家賃補助：研修終了まで（準備研修、長期研修を通じて最長２年）
　　３か月以上継続して研修を受講すること

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付中
　　研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問 合 せ 先

【山形県漁業協同組合】

(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2)　担 当（係）名：指導課

(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４７８

【総合支庁】

(1) **機関名・課名**：庄内総合支庁水産振興課

(2) **担 当（係）名**：振興普及担当

(3) **電 話 番 号**：０２３４－２４－６０４５

次世代水産人材創出支援事業費補助金
（次世代水産人材就業準備サポート事業（漁業就業準備支援））

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要

漁業就業に向けた技術習得のために行われる準備研修（対象者：雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方）を受講する方に給付金を支給します。
（就業時に45歳以上の方は県が、45歳未満の方は国が支給します。）

３　利用対象者

漁業就業希望者

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：
漁業就業に向けた技術習得のため、雇われて漁業に就業したい方及び漁業で独立経営を開始したい方（経営者として漁業に携わったことがない方）

(2)　対 象 経 費：
研修を受講している間の給付金(生活費)

(3)　補　助　率：
定額　年間150万円(月額12万５千円)　最長２年間

(4)　補助上限額：150万千円／年

(5)　そ　の　他：
○　３ヶ月以上継続して研修を受講すること(３か月未満は補助の対象にならない)
○　漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付中
研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整

(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問 合 せ 先

【山形県漁業協同組合】

(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2)　担 当（係）名：指導課

(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４７８

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2)　担 当（係）名：振興普及担当

(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－６０４５

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術バトンパス事業）

１　対象品目・分野　　〇水産業

２　事 業 概 要

漁家出身者で漁業就業に向けた技術習得のために行われる研修を受講する方に給付金を支給します。

３　利用対象者

漁業の承継を希望する漁家出身者（承継する漁家の３親等以内の親族）

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：経営者として漁業に携わったことがない漁家出身者
(2)　対 象 経 費：研修を受講している間の給付金(生活費)
(3)　補　助　率：定額　年間150万円(月額12万５千円)　最長１年間
(4)　補助上限額：150万円／年（うち県２／３、市町村１／３）
(5)　そ　の　他：
　〇　３か月以上継続して研修を受講すること(３か月未満は補助の対象にならない)
　〇　漁業に就業しなかった場合は返還しなければならない

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付中
　　研修開始時期は山形県漁業協同組合と別途調整
(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先
(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問 合 せ 先

【山形県漁業協同組合】
(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合
(2)　担 当（係）名：指導課
(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】
(1)　機関名・課名：農林水産部水産振興課
(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当
(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４７８

【総合支庁】
(1)　機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課
(2)　担 当（係）名：振興普及担当
(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－６０４５

次世代水産人材創出支援事業費補助金
（新規独立漁業経営者バックアップ支援事業）

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要

独立経営開始後３年目までの就業者に対して、経営安定資金を交付します。

３　利用対象者

漁業を営む個人

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：
独立経営開始後３年目までの漁業就業者（漁業を主たる収入とする漁業者）

(2)　対 象 経 費：－

(3)　補　助　率：－

(4)　補助上限額：－

(5)　そ　の　他：

○ 独立後最長３年間、年間150万円を交付

○ 操業を怠っている等、返還要件に該当する場合には交付額全額の返還が必要

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付中
交付の対象となるかは、山形県漁業協同組合と別途調整が必要

(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2)　担 当（係）名：指導課

(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－２４７８

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2)　担 当（係）名：振興普及担当

(3)　電 話 番 号：０２３４－２４－６０４５

次世代水産人材創出支援事業費補助金（漁業技術スキルアップ支援事業）

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要

　漁業技術の高度化、漁業経営の多角化を目指す漁業者に対して、漁業技術高度化研修を実施します。

３　利用対象者

技術の高度化、経営の多角化を目指す漁業を営む個人

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：
新しい技術の習得を望む漁業者が研修対象。講師はそれらの技術を有し、研修受入が可能な漁業者

(2)　対 象 経 費：－

(3)　補　助　率：－

(4)　補助上限額：－

(5)　そ　の　他：研修は１日あたり２時間、一人あたり15日まで

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：随時受付中

(2)　申請書類（様式）の入手先：下記の申込先

(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問 合 せ 先

【山形県漁業協同組合】

(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2)　担 当（係）名：指導課

(3)　電　話　番　号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部水産振興課

(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当

(3)　電　話　番　号：０２３－６３０－２４７８

【総合支庁】

(1)　機関名・課名：庄内総合支庁水産振興課

(2)　担 当（係）名：振興普及担当

(3)　電　話　番　号：０２３４－２４－６０４５

がんばる水産業支援事業費補助金

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事業概要
　水産業の成長産業化に向けた取組みをオーダーメイド型で支援します。

３　利用対象者
漁業（養殖業を含む）を営む法人・団体又はグループ、個人、民間企業（加工・流通業等）

４　支援内容
(1)　補助要件：
○ 水産振興計画に掲げる基本的な方針に沿った水産振興に効果が高い取組みであること。
＜水産振興計画に掲げる基本的な方針＞
・ 持続可能な海面漁業の生産基盤整備
・ 海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化
・ 持続可能な内水面漁業・養殖業の振興
・ 県産水産物の利用拡大
・ 安全・安心で健全な水域環境の確保と活用
○ 当該事業費に対して市町村からの財政的支援が受けられること。

(2)　対象経費：本県水産業の成長産業化に向けた取組みに必要な経費
例）ハード整備及び整備に付随して行う調査・検討経費、新商品開発・販路開拓、新商品開発費（資材購入費、成分分析等検査費等）　等

(3)　補助率：※すべての区分で②の場合、民間企業は対象外で、国の補助と合わせた補助率は10/10以内。

区分Ⅰ　水産経営基盤強化メニュー
① 国の補助金の交付を受けない場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県２／５以内、市町村１／５以上
・ 民間企業：県６／25以内、市町村３／25以上
② 国の補助金の交付を受ける場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県６／25以内、市町村３／25以上

区分Ⅱ　水産経営発展メニュー
① 国の補助金の交付を受けない場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県１／３以内、市町村１／６以上
・ 民間企業：県２／10以内、市町村１／10以上
② 国の補助金の交付を受ける場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県２／10以内、市町村１／10以上

区分Ⅲ　水産経営継続メニュー
① 国の補助金の交付を受けない場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県１／６以内、市町村１／12以上
・ 民間企業：県１／10以内、市町村１／20以上
② 国の補助金の交付を受ける場合
・ 漁業を営む法人・団体又はグループ、個人：県１／10以内、市町村１／20以上

区分Ⅳ　事業推進メニュー
・ 県漁協、内水面漁連、鮭孵化連：県２／３定額、市町村１／３定額

(4)　**補助上限額**：※すべての区分で②の場合、民間企業は対象外。

区分Ⅰ　水産経営基盤強化メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県480万円、市町村240万円

・ 個人：県240万円、市町村120万円

・ 民間企業：県120万円、市町村60万円

② 国の補助金の交付を受ける場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県3,600万円、市町村1,800万円

・ 個人：県480万円、市町村240万円

区分Ⅱ　水産経営発展メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県400万円、市町村200万円

・ 個人：県200万円、市町村100万円

・ 民間企業：県100万円、市町村50万円

② 国の補助金の交付を受ける場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県3,000万円、市町村1,500万円

・ 個人：県400万円、市町村200万円

区分Ⅲ　水産経営継続メニュー

① 国の補助金の交付を受けない場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県200万円、市町村100万円

・ 個人：県100万円、市町村50万円

・ 民間企業：県50万円、市町村25万円

② 国の補助金の交付を受ける場合

・ 漁業を営む法人、団体又はグループ：県1,500万円、市町村750万円

・ 個人：県200万円、市町村100万円

区分Ⅳ　事業推進メニュー

・ 県漁協、内水面漁連、鮭孵化連：県20万円、市町村10万円

(5)　**そ　の　他**：

補助対象事業として採択されるためには、審査会での承認が必要となります。

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：令和７年４月７日から令和７年４月３０日まで

(2)　**申請書類（様式）の入手方法**：県ホームページからダウンロード

(3)　**申込み先**：最寄りの市町村

６　問合せ先

【県庁】

(1)　**機関名・課名**：農林水産部　水産振興課

(2)　**担 当（係）名**：水産業成長産業化担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－２４４５

【総合支庁】

(1)　**機関名・課名**：庄内総合支庁産業経済部　水産振興課

(2)　**担 当（係）名**：振興普及担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３４－２４－６０４５

漁業近代化資金

１　**対象品目・分野**　　○水産業

２　**事 業 概 要**

漁業者等が漁業経営の近代化を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

３　**利用対象者**

漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工

※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。

４　**支 援 内 容**

(1)　**資 金 使 途**：
- ○ 漁船の建造若しくは取得又は改造等
- ○ 漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
- ○ 水産動植物の種苗の購入又は育成
- ○ 漁村環境整備施設　等

(2)　**貸付限度額**：
- ○ 20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人又は団体、二以上の複合経営を行う者　　３億6,000万円
- ○ 漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人水産加工業を営む個人　　9,000万円
- ○ 漁業を営む個人（上記を除く）　　1,800万円

※ 知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額

(3)　**そ　の　他**：
- ○ 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置３年以内）
- ○ 借入金利・・・1.70％（令和７年３月19日現在）
  ※ 認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間無利子
- ○ 融 資 率・・・原則80％以内（特認100％以内）

５　**募 集 期 間**

(1)　**募集期間**：常設資金のため期間の限定はありません。
(2)　**申請書類（様式）の入手先**：山形県漁業協同組合、農林中央金庫
(3)　**申込み先**：山形県漁業協同組合、農林中央金庫

６　**問合せ先**

(1)　**機関名・課名**：庄内総合支庁水産振興課
(2)　**担 当（係）名**：総務担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３４－２４－６１６１

沿岸漁業改善資金

１　**対象品目・分野**　　○水産業

２　**事 業 概 要**

沿岸漁業者等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金の融通

３　**利用対象者**

漁業を営む個人、漁業を営む法人
漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）

４　**支 援 内 容**

⑴　**資 金 使 途**：

○ 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）

○ 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等

○ 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等

⑵　**貸付限度額**：5,000万円
※ 知事が承認した場合は、その承認額

⑶　**そ　の　他**：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ10年以内（据置３年以内）

○ 借入金利・・・無利子

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：常設資金のため期間の限定はありません。

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：山形県漁業協同組合

⑶　**申込み先**：山形県漁業協同組合

６　**問合せ先**

⑴　**機関名・課名**：庄内総合支庁水産振興課

⑵　**担 当（係）名**：総務担当

⑶　**電 話 番 号**：０２３４－２４－６１６１

計画営漁推進資金

１　対象品目・分野　　○水産業

２　事 業 概 要

　漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金の融通

３　利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

４　支 援 内 容

(1)　資 金 使 途：

○ 漁業操業資金

（１年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等）

(2)　貸付限度額：

○ 漁業操業資金・・・1,000万円

○ 積立金・・・300万円

(3)　そ　の　他：

○ 償還期限・・・資金使途に応じ１年以内

○ 借入金利・・・1.70％（令和７年度）

５　募 集 期 間

(1)　**募集期間**：常設資金のため期間の限定はありません。

(2)　**申請書類（様式）の入手先**：山形県漁業協同組合

(3)　**申込み先**：山形県漁業協同組合

６　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：庄内総合支庁水産振興課

(2)　**担 当（係）名**：総務担当

(3)　**電 話 番 号**：０２３４－２４－６１６１

漁業者燃油高騰対策特別支援事業費補助金

１　対象品目・分野　〇水産業

２　事 業 概 要

漁業者が令和７年１月～令和７年９月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分（積立金）を支援します。

３　利用対象者

漁業を営む個人、漁業を営む法人

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：政府の漁業経営セーフティーネット構築事業の発動

(2)　対 象 経 費：令和７年１月～令和７年９月までに購入した燃油について、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填額の漁業者負担分

(3)　補　助　率：10／10

(4)　補助上限額：―

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：以下の問合せ先に確認ください。

(2)　申請書類（様式）の入手方法：下記の申込先

(3)　申込み先：山形県漁業協同組合指導課

６　問合せ先

【山形県漁業協同組合】

(1)　機関名・課名：山形県漁業協同組合

(2)　担当（係）名：指導課

(3)　電話番号：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

(1)　機関名・課名：農林水産部　水産振興課

(2)　担 当（係）名：水産業成長産業化担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３０７１

漁業者資材高騰対策特別支援事業費補助金

１　**対象品目・分野**　〇水産業

２　**事 業 概 要**

漁業者が購入した漁業用資材について、価格上昇分の支援を行います。

３　**利用対象者**

漁業を営む個人、漁業を営む法人

４　**支 援 内 容**

⑴　**補 助 要 件**：

〇県漁協が販売する魚箱について、販売価格が令和３年10月時点より上昇すること。

〇県漁港が販売する氷について、販売価格が令和４年12月時点より上昇すること。

〇県漁協が販売するオイル、テグス、ロープ、漁網について、販売価格が令和３年１月時点より上昇すること。

⑵　**対 象 経 費**：令和７年１月～令和７年９月までに漁業者が購入した漁業用資材購入に係る経費のうち、価格上昇分

⑶　**補　助　率**：10／10

⑷　**補助上限額**：―

５　**募 集 期 間**

⑴　**募集期間**：以下の問合せ先に確認ください。

⑵　**申請書類（様式）の入手方法**：下記の申込先

⑶　**申込み先**：山形県漁業協同組合購買課

６　**問合せ先**

【山形県漁業協同組合】

⑴　**機関名・課名**：山形県漁業協同組合

⑵　**担当（係）名**：購買課

⑶　**電話番号**：０２３４－２４－５６１１（代表）

【県庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部　水産振興課

⑵　**担 当（係）名**：**水産業成長産業化担当**

⑶　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３０７１

放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業

１　対象品目・分野　　〇水産業

２　事 業 概 要

持続的経営に取り組む内水面漁業・養殖業を応援するため、経営の改善、販路の拡大などに取り組む事業者に対して、生産経費高騰分の一部を支援

３　利用対象者

県内に事業所を有する内水面漁業協同組合及び養殖業者（中小規模）

４　支 援 内 容

⑴　**補 助 要 件**：生産経費、電気料及び餌代が令和３年度から増額していること。

⑵　**対 象 経 費**：生産経費、電気料及び餌代にかかる令和３年度からの増額分

⑶　**補　助　率**：１／２

⑷　**補助上限額**：－

⑸　**そ　の　他**：

補助の対象期間は、令和７年１月～令和７年９月まで

５　募 集 期 間

⑴　**募集期間**：随時受付中

⑵　**申請書類（様式）の入手先**：下記の申込み先

⑶　**申込み先**：農林水産部水産振興課

６　問 合 せ 先

【県庁】

⑴　**機関名・課名**：農林水産部水産振興課

⑵　**担 当（係）名**：水産業成長産業化担当

⑶　**電　話　番　号**：０２３－６３０－２４４５

【総合支庁】

⑴　**機関名・課名**：庄内総合支庁水産振興課

⑵　**担 当（係）名**：振興普及担当

⑶　**電　話　番　号**：０２３４－２４－６０４５

農林漁業セーフティネット資金

１　対象品目・分野

○水田・畑作　○園芸　○畜産　○林業　○水産業　○その他

２　事 業 概 要

経営再建に必要な運転資金の融通

（災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの）

３　利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

４　支 援 内 容

(1)資 金 使 途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害

・法令に基づく行政処分（ＢＳＥ、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）

・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

(2)　貸付限度額：600万円(特認有)

(3)　そ　の　他：

○ 償還期限・・・10年以内（据置３年以内）

○ 借入金利・・・1.15％～1.65％（令和７年３月19日現在）

５　募 集 期 間

(1)　募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2)　申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3)　申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

６　問合せ先

(1)　機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2)　担 当（係）名：金融担当

(3)　電 話 番 号：０２３－６３０－３０８８

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

１　支 援 内 容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1)　農林漁業天災対策資金

○ 資金使途　種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金

○ 貸付利率　0.90％（令和７年４月１日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90％引き下げし実質無利子となる。

○ 償還期限　３～６年（据置期間なし）

(2)　災害・経営安定対策資金

○ 資金使途
・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金

○ 貸付利率　(1)に同じ

○ 償還期限　経営安定資金・・・７年以内（うち据置期間１年以内）
施設等復旧資金・・・15 年以内（うち据置期間３年以内）

２　募 集 期 間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

３　問合せ先

(1)　**機関名・課名**：農林水産部農業経営・所得向上推進課
(2)　**担 当（係）名**：金融担当
(3)　**電 話 番 号**：０２３－６３０－３０８８

鳥獣被害防止総合対策交付金

１　対象品目・分野

〇水田・畑作　〇園芸　〇畜産　〇林業　〇水産業　〇その他

２　事 業 概 要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

３　利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

４　支 援 内 容

(1)　補 助 要 件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

○ 整備事業

・受益戸数が３戸以上であること

・投資効率が１以上であること

(2)　対 象 経 費：

○ 推進事業

・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

○ 緊急捕獲事業

・有害捕獲に係る捕獲活動経費

○ 整備事業

・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

(3)　補　助　率：

○ 推進事業

・１／２以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

○ 緊急捕獲事業

・定額

○ 整備事業

・１／２以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

(4)　補助上限額

○ 推進事業

・わなの導入にあっては、種類ごとに上限単価あり

○ 緊急捕獲事業

・8,000円以内／頭（成獣であるクマ、サル）

・7,000円以内／頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内／頭）（成獣である
イノシシ、ニホンジカ）

・1,000円以内／頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）

・200円以内/羽（鳥類）

○ 整備事業

・侵入防止柵、処理加工施設にあっては、種類ごとに上限単価あり

⑸　**その他**
　○ 緊急捕獲事業
　　・推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

５　**募集期間**

⑴　**募集期間**：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください)。
⑵　**申請書類（様式）の入手先**：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
⑶　**申込み先**：最寄りの市町村

６　**問合せ先**

⑴　**機関名・課名**：農林水産部農村計画課
⑵　**担当（係）名**：農村づくり担当
⑶　**電話番号**：０２３－６３０－２７１０